

第7期

(2018年～2020年)

恵庭市高齢者保健福祉計画

恵庭市介護保険事業計画

2018年3月

恵庭市

はじめに

恵庭市の高齢者人口は、2017（平成29）年10月1日時点で18,333人であり、総人口に占める割合は26.4%となっており、恵庭市民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者という状況にあります。

一方、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者に到達する2025年には高齢化率が30%に達することが見込まれ、3人に1人が高齢者という時代が間近に迫っており、また2040年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となるなど高齢化への対応が求められています。

介護保険制度は、こうした超高齢社会における介護問題の解決、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして創設され、現在では介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

2015（平成27）年度より開始した第6期事業計画以降、本計画は「地域包括ケア計画」と位置づけられ、2025年の姿を念頭に将来の介護需要等を推計した、中長期的な視点での目標を設定することが求められています。

具体的には、2025年までの各計画期間を通じて、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を構築することを目標として、「自立支援・介護予防の推進」、「在宅医療・介護連携」、「認知症施策」、「生活支援・介護予防サービスの充実」といった各方策を段階的・効果的に充実させるほか、北海道医療計画との整合性を確保するなど、これまでも増して一体性・連続性を意識した計画とすることが求められています。

また、高齢者一人ひとりができるだけ長い期間、健康でかつ有意義に暮らすための体制整備や、生きがいづくりは、個人の生活のみならず、社会全体にとっても重要な課題であり、それに対応するため、豊富な知識や経験を有する高齢者が地域活動の担い手、支え手として活動できるよう、社会活動、生涯学習活動等を通しての生きがいづくりの推進や、積極的な社会参画等によって、地域社会を支える力となっていただける仕組みづくりを構築していくことが今後ますます必要となります。

第7期恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画は、第6期事業計画での成果を引き継ぐとともに、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するため、PDCAサイクルを活用して保険者としての機能を高めるほか、地域包括ケアシステムの深化と推進に向けて様々な取り組みを行ってまいります。

終わりに、計画策定にあたりご協力いただきました市民・各事業者の皆様をはじめ、度重なるご審議をいただきました恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会委員、市議会議員、関係機関の各位に心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも高齢社会対策の推進に向けてご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2018年3月

恵庭市長 原田 裕





第7期 恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格・法的位置づけ	2
3	計画期間及び見直し時期	3
4	計画策定体制	3
5	計画策定後の点検体制（計画の進行管理等）	4
6	その他計画との関係性	4
第2章	高齢者の現状と将来推計	7
1	高齢者人口の現状と将来推計	8
2	要支援・要介護認定者の現状と将来推計	11
3	介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の現状と将来推計	13
4	日常生活圏域の設定	13
第3章	高齢者保健福祉の目標設定	15
1	各種調査結果による恵庭市の地域課題	16
2	恵庭市の2025年の目指す将来	26
3	第6期事業計画の実績と評価	27
4	第7期事業計画の基本理念と基本目標	29
5	計画推進の基本方針	30
6	施策の体系	36
第4章	施策体系別計画	43
	＜基本目標Ⅰ 地域における介護体制の充実＞	44
1	介護サービスの基盤整備	44
2	介護サービスの質の向上	46
3	低所得者対策の推進	47
4	保険者機能の強化	48
	＜基本目標Ⅱ 在宅生活を支えるサービスと地域ケア体制の充実＞	49
1	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	49
2	地域ケア体制の推進	51

目次

＜基本目標Ⅲ 社会参加・生きがいつくり活動の推進＞	55
1 積極的な社会参加の推進	55
2 生きがいつくり活動の推進	57
＜基本目標Ⅳ 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進＞	58
1 介護予防と健康・元気づくりの推進	58
2 地域生活を支える環境整備の推進	60
＜基本目標Ⅴ 認知症施策の推進＞	63
1 認知症支援策の充実	63
第5章 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて	69
1 総合事業の趣旨	70
2 総合事業の充実に向けて	70
3 総合事業の見込み	71
第6章 介護保険サービスの実績と見込み	73
1 居宅サービス	74
2 施設サービス	80
3 地域密着型サービス	81
4 介護保険サービスの利用促進	83
第7章 介護保険の費用の推計と保険料	85
1 保険給付費の見込み	86
2 第1号被保険者の保険料設定	89



第1章 計画策定の趣旨



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

介護保険制度が施行された2000（平成12）年当時、約900万人^{*1}だった75歳以上の高齢者は、最新のデータでは約1,753万人^{*2}となっており、介護保険制度開始後17年で実に約1.9倍もの増加となっています。また、2017（平成29）年7月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」^{*3}によれば、「団塊の世代（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）」が75歳以上となる2025年には後期高齢者が2000万人を超える社会が予測されています。

また本推計によれば、2025年の65歳以上の高齢化率は30%に達すると推計されており、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。

一方、高齢化は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加するなど各地域の状況は異なっており、それぞれの地域の実情にあった高齢者施策、持続可能な介護保険制度、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われています。

「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りながら老いていきたい」、これは多くの人々に共通する願いであり、これらを実現するために必要な介護サービス基盤等の整備は勿論のこと、介護・医療・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築、そして深化・推進を目指していかなければなりません。

そのため、本計画では2025年の介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って恵庭市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2018年度から2020年度までの3年間の施策の考え方及び目標を定めるものです。

*1 出展「国勢調査」（各年10月1日現在）

*2 出展「人口推計 平成29年11月報」（総務省統計局）

*3 出生中位・死亡中位推計結果による

2 計画の性格・法的位置づけ

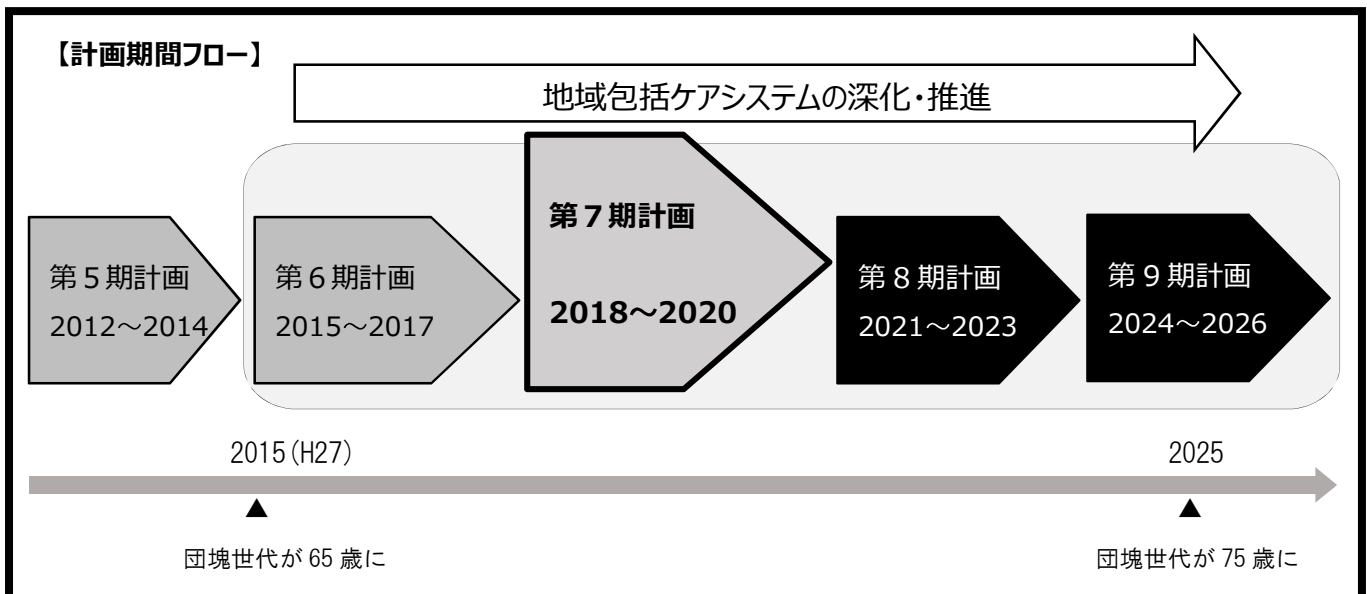
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉事業の方策、供給体制の確保に関し必要な事項に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護給付等のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込み量の確保のための方策、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項に関する計画として策定します。

また、この二つの計画を一体のものとして策定し、計画の基本理念の実現を目指した総合的・一体的な取り組みを進めます。

3 計画期間及び見直し時期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期事業計画」という。）は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年の高齢者介護に対する姿及び「地域包括ケアシステム」の深化・推進を念頭に、2023年における目標を立て、そこに至る2018年度から2020年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画策定体制

1 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会

第7期事業計画の策定にあたっては、保健・福祉・医療の関係者、介護保険の事業所や介護支援専門員、被保険者（公募の市民）、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等で構成される「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」（以下「専門部会」という。）において、必要な審議を行います。

2 利用者及び市民等の意見反映

第7期事業計画の策定にあたり、要介護1～5の認定を受けている高齢者本人と家族等の介護者を対象とした「在宅介護実態調査」と、要支援1、2の認定を受けている高齢者、または一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行いました。また市内の介護保険施設等を有する事業者等へのアンケートを行ったほか、第7期事業計画（案）を公開し、パブリックコメントの募集や住民説明会を開催することで、第7期事業計画に広く市民の意見を反映するよう努めました。

5 計画策定後の点検体制（計画の進行管理等）

高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するためには、PDCA サイクルを活用して保険者機能を強化していくことが重要です。2017（平成29）年の法改正により、保険者は地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みに関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

第7期事業計画は、各年度においてその進捗状況等を専門部会に報告するとともに、高齢者の自立支援や重度化防止の観点から、関係機関や専門職と連携を図り、施策の実績評価を行うこととします。介護サービスの実績だけでなく、地域支援事業も含めた評価を行うことで高齢者保健福祉の推進と介護保険制度の円滑な運営、計画の推進状況等について審議します。

6 その他計画との関係性

1 恵庭市総合計画

2016（平成28）年3月に策定した「第5期恵庭市総合計画」（以下「総合計画」という。）は、近年の少子高齢化に表される人口減少社会に対して、市民と行政が協働することの重要性をうたい、2025年を目標年次とした、様々な分野の施策を体系化したものです。

恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、総合計画における高齢者を対象とした個別計画として位置づけられています。

2 恵庭市地域福祉計画

「恵庭市地域福祉計画」は、地域福祉施策を総合的に推進するうえでの理念と、住民参加による地域づくりを進めるための個別施策などを内容としており、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の各施策を地域で推進するための重要な役割を果たすことから、連携を図り推進します。

3 恵庭市障がい者福祉計画


「恵庭市障がい者福祉計画」・「障がい福祉計画」は、高齢者を含む障がいのある人の生活全般に関わる施策を体系化し、具体的方向を示したものです。類似したサービス・施策があることから、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と連携を図り推進します。

4 恵庭市のその他計画

恵庭市総合計画の部門別の計画として、「恵庭市都市マスタープラン」、「恵庭市住宅政策基本計画」、「恵庭市バリアフリー基本構想」、「恵庭市健康づくり計画」、「恵庭市生涯学習基本計画」の様々な計画等があり、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と連携を図り推進します。

5 北海道の計画

北海道が策定した「北海道保健医療福祉計画」、「北海道医療計画」、「北海道地域ケア体制整備構想」、「北海道高齢者保健福祉計画」及び「北海道介護保険事業支援計画」は、近隣市町村が広域的な連携を図り、協力して施策の推進にあたることを目的としており、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、これらと調和のとれた計画となります。



第2章 高齢者の現状と将来推計



第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口の現状と将来推計

我が国の人口は2017（平成29）年1月1日現在、約1億2,682万人となり、2008（平成20）年より人口減少社会に転じています。一方で65歳以上の高齢者数は約3,470万人となっており、総人口に占める高齢者の割合、いわゆる高齢化率は約27.4%となっています。

2017（平成29）年10月1日現在、住民基本台帳に基づく恵庭市の人口は69,529人であり、このうち65歳以上の高齢者は18,333人、高齢化率は26.4%となっています。

【高齢者人口の推移】

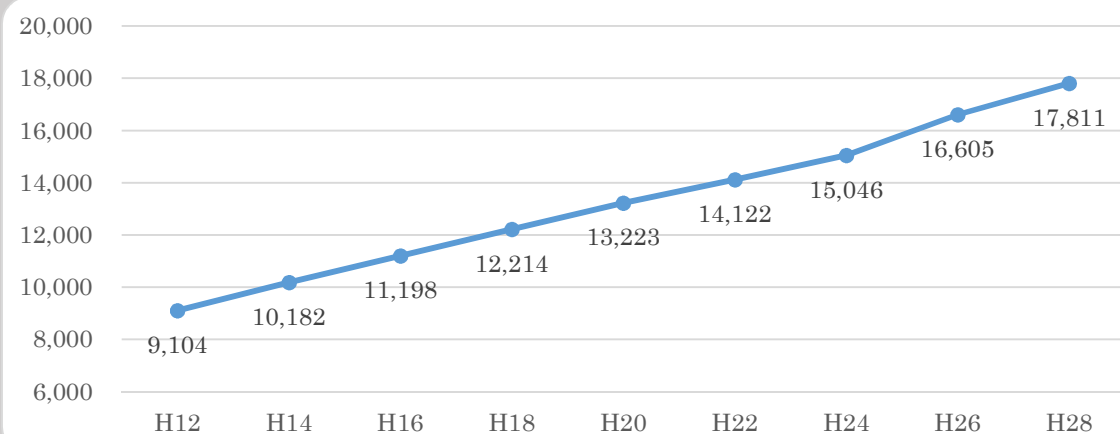
<単位：人>

計画期間	第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
総人口	68,608	68,809	68,938	69,126	68,876	68,950	68,974	69,212	69,529	
高齢者人口	人数	13,717	14,122	14,547	15,099	15,806	16,605	17,238	17,811	18,333
	高齢化率	20.0%	20.5%	21.1%	21.8%	22.9%	24.0%	25.0%	25.7%	26.4%
前期高齢者 (65～74歳)	人数	7,690	7,668	7,666	7,836	8,214	8,719	9,092	9,299	9,465
	比率	11.2%	11.1%	11.1%	11.3%	11.9%	12.6%	13.2%	13.4%	13.6%
後期高齢者 (75歳～)	人数	6,027	6,454	6,881	7,263	7,592	7,886	8,146	8,512	8,868
	比率	8.8%	9.4%	10.0%	10.5%	11.0%	11.4%	11.8%	12.3%	12.8%
40～64歳人口	人数	23,402	23,650	23,838	23,917	23,844	23,662	23,539	23,505	23,520
	比率	34.1%	34.4%	34.6%	34.6%	34.6%	34.3%	34.1%	34.0%	33.8%

※各年10月1日時点

【高齢者人口の推移グラフ】

<各年10月1日現在>



高齢者人口の将来推計値を算出すると、2020年の高齢化率は28.6%、2025年には30%となり、高齢者人口も20,882人となることが予測されます。これは、恵庭市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となることであり、冒頭で述べた国立社会保障・人口問題研究所の将来推計に近づいていることを表します。

【高齢者人口の将来推計】

計画期間	第7期計画(推計)			
	2018	2019	2020	
総人口	69,881	69,941	70,000	
高齢者人口	人数	19,002	19,497	19,992
	高齢化率	27.2%	27.9%	28.6%
前期高齢者 (65~74歳)	人数	9,578	9,727	9,874
	比率	13.7%	13.9%	14.1%
後期高齢者 (75歳~)	人数	9,424	9,770	10,118
	比率	13.5%	14.0%	14.5%
40~64歳人口	人数	23,058	22,962	22,867
	比率	33.0%	32.8%	32.7%

<単位：人>

将来推計
2025
69,452
20,822
30.0%
8,678
12.5%
12,144
17.5%
22,447
32.3%

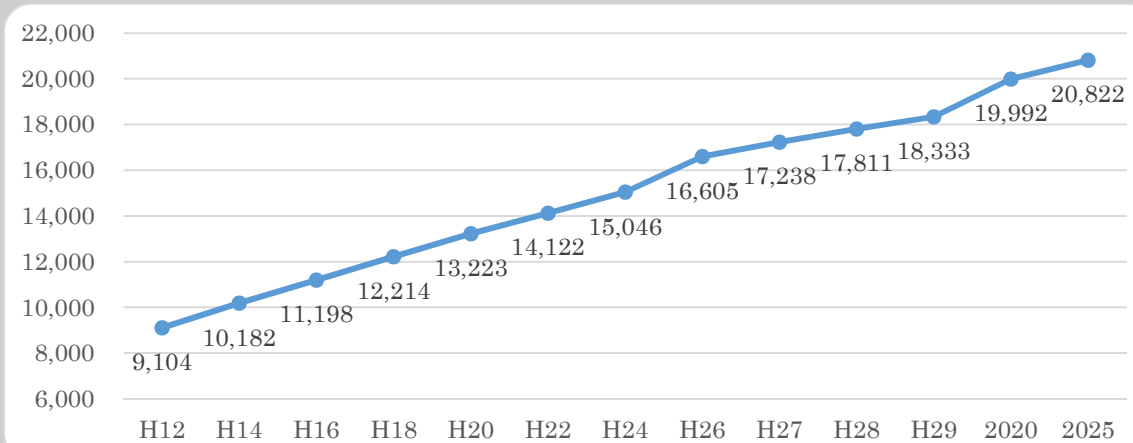


※各年10月1日時点での推計値

※推計値については、厚生労働省提供による「地域包括ケア『見える化システム』」により算出。

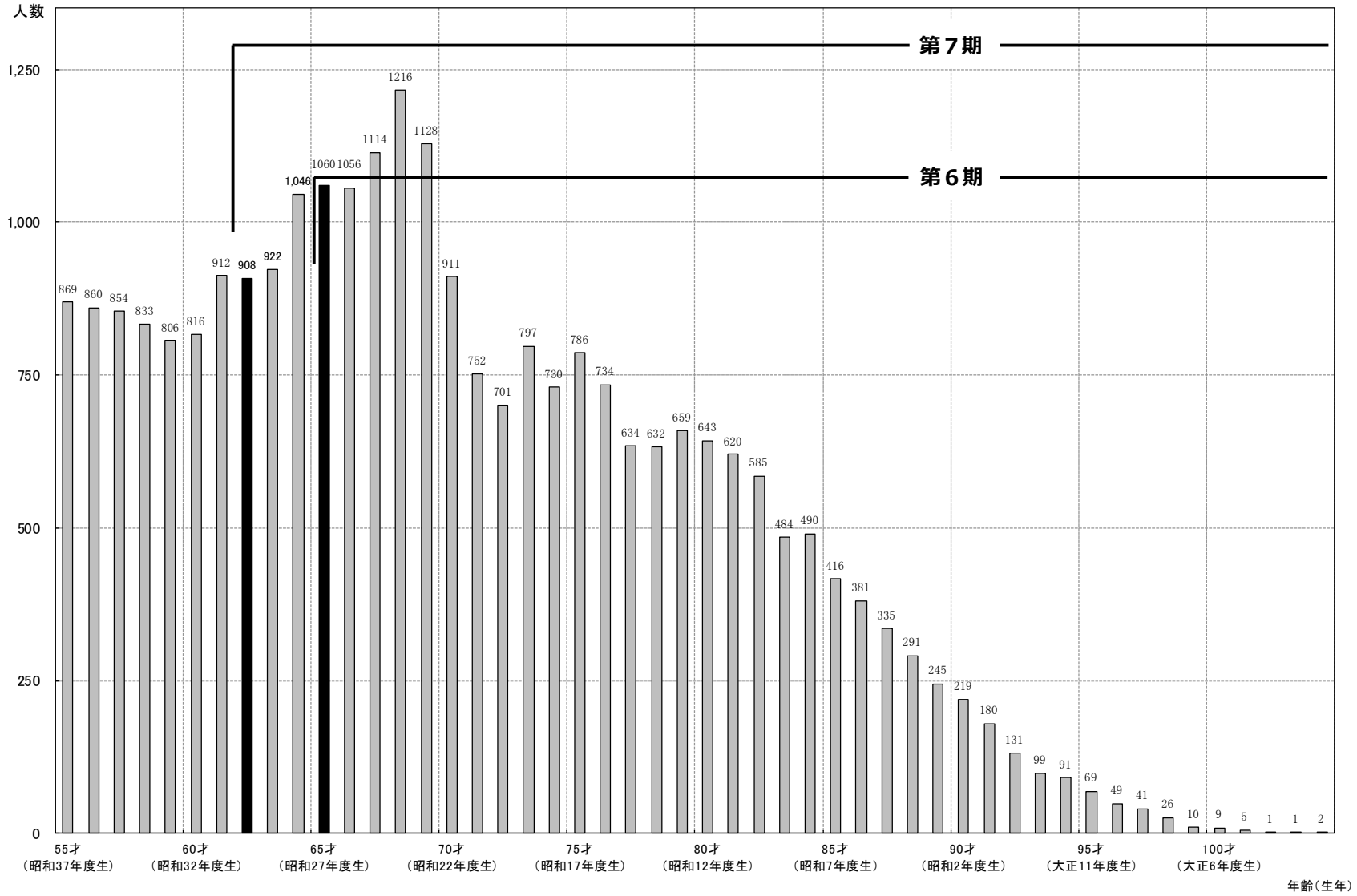
【高齢者人口の将来推計グラフ】

<各年10月1日時点>



年齢別人口（55歳～）

平成29.10.1現在



年齢	62～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100～104
人口	2,876	5,574	3,891	3,445	2,822	1,668	720	195	18
第6期	← 18,333人 →								
第7期	← 21,209人 →								

2 要支援・要介護認定者の現状と将来推計

2017（平成29）年の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は2,752人、認定率は15.0%となっています。2016（平成28）年度まで高齢者人口と同様に認定者数も増加していましたが、恵庭市では2017（平成29）年度より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施しており、要支援者の一部が予防給付から総合事業へ移行したことから、認定者数及び認定率が一時的に減少しています。

【要支援・要介護認定者数の現況】

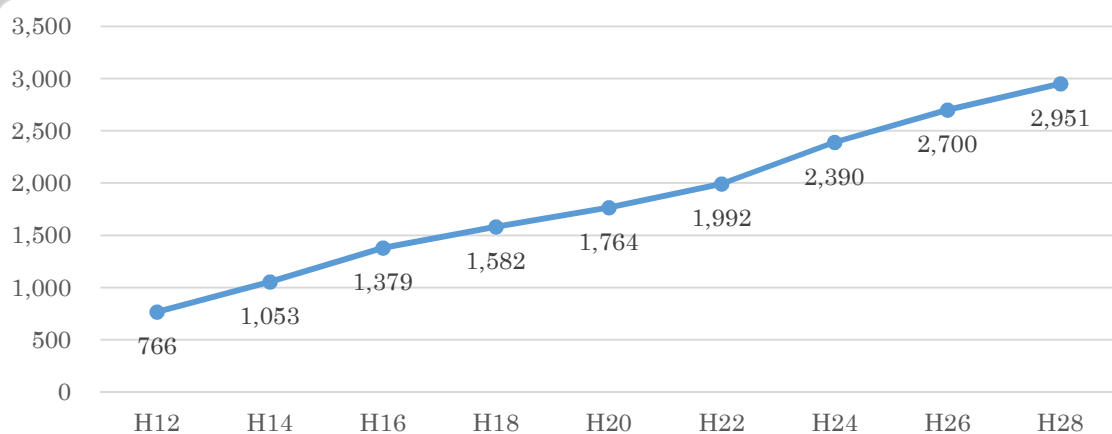
<単位：人>

計画期間	第4期計画(実績)			第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
第1号被保険者	要支援1	313	387	415	485	519	616	668	710	572
	要支援2	347	339	412	442	476	477	498	504	406
	要支援計	660	726	827	927	995	1,093	1,166	1,214	978
	要介護1	294	359	419	437	449	473	540	558	600
	要介護2	327	349	383	379	417	406	386	394	382
	要介護3	229	210	206	234	248	249	254	286	276
	要介護4	193	181	194	214	225	234	254	263	266
	要介護5	136	167	183	199	235	245	241	236	250
	要介護計	1,179	1,266	1,385	1,463	1,574	1,607	1,675	1,737	1,774
	計	1,839	1,992	2,212	2,390	2,569	2,700	2,841	2,951	2,752
認定率(高齢者に占める割合)	13.4%	14.1%	15.2%	15.8%	16.2%	16.3%	16.5%	16.6%	15.0%	
第2号被保険者	63	69	69	70	67	77	76	81	70	
合計	1,902	2,061	2,281	2,460	2,636	2,777	2,917	3,032	2,822	

※各年10月1日時点

【恵庭市の認定者数の推移グラフ】

<各年10月1日現在>



高齢化の進展と共に認定者数も増加し、2025年には3,848人、認定率は18.5%まで上昇することが予測されます。

【要支援・要介護認定者数の将来推計】

<単位：人>

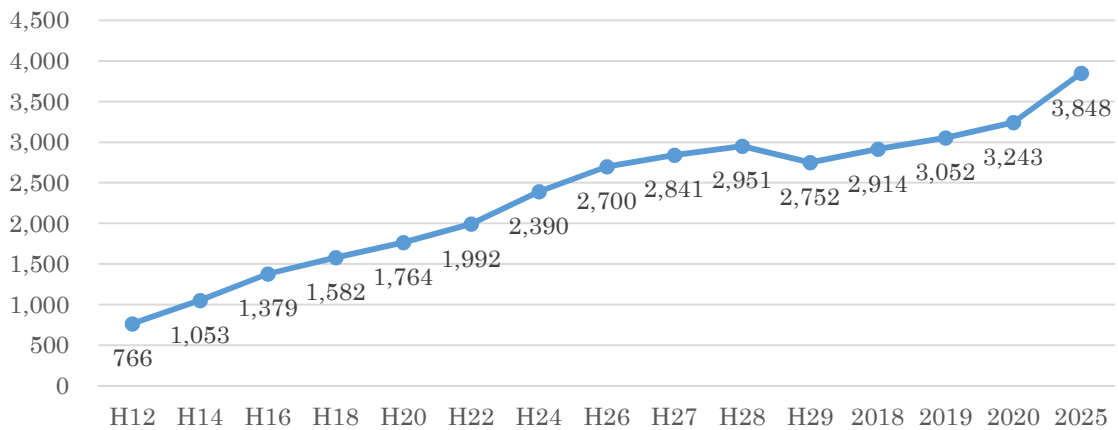
計画期間		第7期計画(予測)			将来予測	
		2018	2019	2020	2025	
第1号被保険者	要支援1	635	670	707	864	
	要支援2	415	420	425	484	
	要支援計	1,050	1,090	1,132	1,348	
	要介護1	628	640	668	816	
	要介護2	393	401	410	454	
	要介護3	301	344	397	513	
	要介護4	276	294	336	400	
	要介護5	266	283	300	317	
	要介護計	1,864	1,962	2,111	2,500	
	計	2,914	3,052	3,243	3,848	
	認定率(高齢者に占める割合)	15.3%	15.7%	16.2%	18.5%	
第2号被保険者		77	84	94	98	
合計		2,991	3,136	3,337	3,946	

※各年10月1日時点での推計値

※推計値については、厚生労働省提供による「地域包括ケア『見える化システム』」により算出。

【恵庭市の認定者数の将来推計グラフ】

<各年10月1日現在>



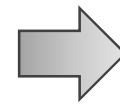
3 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の現状と将来推計

恵庭市では2017（平成29）年度より総合事業を実施しており、従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を総合事業へ移行しているほか、保健課の訪問型短期集中予防事業と通所型短期集中予防事業を総合事業として実施しています。今後、毎年60名程度の対象者の増加が見込まれ、介護予防と重度化防止を目的に総合事業の充実を図ります。

【総合事業対象者の将来推計】

計画期間	第6期	第7期計画(予測)		
	2017	2018	2019	2020
事業対象者	344	404	464	524

<単位：人>



将来予測
2025
824

※各年10月1日時点での推計値。

※2017は見込み数。

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域について

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域として介護保険法で規定されており、概ね30分以内に必要なサービスが提供される区域として、学校区などを単位として想定しています。

本市においては、圏域の設定が介護保険法に規定された「第3期介護保険事業計画（平成18～20年度）」より、小学校区を基本とした圏域を設定していました。しかし、高齢者人口の増加に伴い、圏域間のバランスが崩れ、一部の地域包括支援センターの業務負担が増大したことから、より適切な圏域のあり方について検討を進めた結果、高齢者人口や地域等の平準化を行うべく、第6期事業計画中の2016（平成28）年度より3カ所から4ヶ所へと日常生活圏域の見直しを行い、新たに中島・恵み野地域包括支援センターを設置しました。

恵庭市地域包括支援センター	担当地域
たよれーる ひがし (ひがし地域包括支援センター)	漁太 春日 中央 上山口 戸磯 和光町 黄金北 黄金南 黄金中央 相生町 緑町 住吉町 末広町 栄恵町 泉町 京町 漁町 福住町 新町 本町
たよれーる みなみ (みなみ地域包括支援センター)	有明町 大町 文京町 牧場 盤尻 桜森 恵央町 幸町 柏木町 美咲野 桜町 駒場町 白樺町 恵南
たよれーる きた (きた地域包括支援センター)	島松寿町 島松仲町 島松東町 島松本町 島松旭町 北島 島松沢 下島松 中島松 西島松 林田 穂栄 南島松 北柏木町 柏陽町
たよれーる 中島・恵み野 (中島・恵み野地域包括支援センター)	中島町 恵み野東 恵み野西 恵み野南 恵み野北 恵み野里美

日常生活圏域の状況等

市内の4つの日常生活圏域の高齢者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数は次のとおりです。

高齢者数

平成29年3月31日現在

日常生活圏域		漁川右岸地区		漁川左岸地区		島松地区		中島・恵み野地区		計		
担当		ひがし地域包括支援センター		みなみ地域包括支援センター		きた地域包括支援センター		中島・恵み野地域包括支援センター				
人口	合計	22,612人		17,423人		13,026人		16,136人		69,197人		
	男性	11,016人	48.7%	8,668人	49.8%	6,287人	48.3%	7,612人	47.2%	33,583人	48.5%	
	女性	11,596人	51.3%	8,755人	50.2%	6,739人	51.7%	8,524人	52.8%	35,614人	51.5%	
高齢者数 (高齢化率)	人数	4,723人	20.9%	4,414人	25.3%	4,269人	32.8%	4,640人	28.8%	18,046人	26.1%	
	男性	2,032人	18.4%	1,922人	22.2%	1,847人	29.4%	2,141人	28.1%	7,942人	23.6%	
	女性	2,691人	23.2%	2,492人	28.5%	2,422人	35.9%	2,499人	29.3%	10,104人	28.4%	
	前期高齢者 (65～74歳)	人数	2,383人	10.5%	2,122人	12.2%	2,117人	16.3%	2,696人	16.7%	9,318人	13.5%
		男性	1,099人	10.0%	966人	11.1%	971人	15.4%	1,350人	17.7%	4,386人	13.1%
		女性	1,284人	11.1%	1,156人	13.2%	1,146人	17.0%	1,346人	15.8%	4,932人	13.8%
後期高齢者 (75歳～)	人数	2,340人	10.3%	2,292人	13.2%	2,152人	16.5%	1,944人	12.0%	8,728人	12.6%	
	男性	933人	8.5%	956人	11.0%	876人	13.9%	791人	10.4%	3,556人	10.6%	
	女性	1,407人	12.1%	1,336人	15.3%	1,276人	18.9%	1,153人	13.5%	5,172人	14.5%	

要支援・要介護認定者数

第1号被保険者

平成29年3月31日現在

日常生活圏域		漁川右岸地区		漁川左岸地区		島松地区		中島・恵み野地区		計	
担当		ひがし地域包括支援センター		みなみ地域包括支援センター		きた地域包括支援センター		中島・恵み野地域包括支援センター			
要支援者	13人	7.0%	329人	6.7%	297人	7.4%	314人	6.9%	293人	6.9%	1,246人
要支援1	6人	4.0%	187人	4.3%	188人	4.4%	188人	4.3%	185人	4.2%	754人
要支援2	7人	3.0%	142人	2.5%	109人	3.0%	126人	2.5%	108人	2.7%	492人
要介護者	44人	9.5%	448人	9.5%	418人	10.6%	452人	9.7%	415人	9.8%	1,777人
要介護1	10人	3.5%	167人	2.7%	119人	3.4%	147人	3.2%	138人	3.2%	581人
要介護2	9人	1.9%	92人	2.2%	99人	2.3%	97人	2.2%	96人	2.2%	393人
要介護3	6人	1.5%	71人	1.5%	65人	1.7%	74人	1.4%	58人	1.5%	274人
要介護4	12人	1.5%	70人	1.6%	69人	1.6%	67人	1.4%	58人	1.5%	276人
要介護5	7人	1.0%	48人	1.5%	66人	1.6%	67人	1.5%	65人	1.4%	253人
計	57人		777人		715人		766人		708人		3,023人
認定率			16.5%		16.2%		17.9%		15.3%		16.8%

サービス利用者数

第1号被保険者

平成29年3月分

日常生活圏域		漁川右岸地区		漁川左岸地区		島松地区		中島・恵み野地区		計		
担当		ひがし地域包括支援センター		みなみ地域包括支援センター		きた地域包括支援センター		中島・恵み野地域包括支援センター				
利用者	居宅サービス	40人	62.5%	486人	63.2%	452人	61.0%	467人	61.4%	470人	63.3%	1,915人
	特定施設入居者生活介護以外	25人	60.6%	471人	61.8%	442人	58.2%	446人	53.9%	413人	59.4%	1,797人
	特定施設入居者生活介護	15人	1.9%	15人	1.4%	10人	2.7%	21人	7.4%	57人	3.9%	118人
	地域密着型サービス	16人	16.9%	131人	16.2%	116人	13.8%	106人	15.3%	117人	16.1%	486人
	小規模多機能型居宅介護	5人	0.6%	5人	1.1%	8人	1.0%	8人	2.1%	16人	1.4%	42人
	認知症対応型共同生活介護	1人	6.2%	48人	3.8%	27人	3.7%	28人	3.5%	27人	4.3%	131人
	地域密着型介護老人福祉施設		2.2%	17人	2.8%	20人	3.8%	29人	2.3%	18人	2.8%	84人
	地域密着型通所介護	2人	7.9%	61人	8.4%	60人	5.4%	41人	7.3%	56人	7.3%	220人
	定期巡回・随時対応型サービス	8人	0.0%		0.1%	1人	0.0%		0.0%		0.3%	9人
	施設サービス	8人	9.0%	70人	13.6%	97人	13.2%	101人	10.2%	78人	11.7%	354人
計	64人	88.4%	687人	93.0%	665人	88.0%	674人	86.8%	665人	91.1%	2,755人	
未利用者										8.9%	268人	
合計										100.0%	3,023人	



第3章 高齢者保健福祉の目標設定



第3章 高齢者保健福祉の目標設定

1 各種調査結果による恵庭市の地域課題

第7期事業計画の策定にあたり、地域住民のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態を把握するために、以下のとおり「在宅介護実態調査」と「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。本調査から見える恵庭市の地域課題について述べていきます。

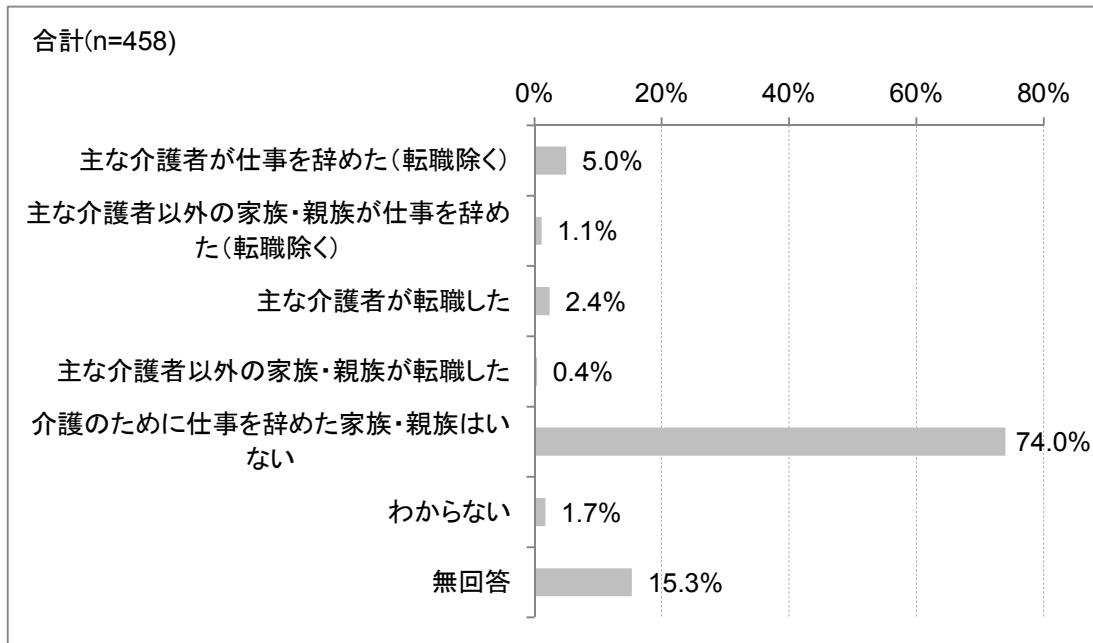
1 在宅介護実態調査から見えるニーズと課題

項目	内容
調査目的	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」や「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とし、第7期事業計画をはじめとする高齢者施策の基礎資料として活用する。
調査対象	対 象：要介護1～5の認定を受けている高齢者本人と家族等の介護者
調査人数	902人（訪問調査250人、郵送調査652人）
調査方法	在宅で生活している要介護者のうち「認定の更新申請・区分変更申請」をしている人を対象とし、郵送と認定調査員による聞き取りによる方法で実施。 A票：本人もしくは家族等に回答いただく項目 B票：主な介護者もしくは家族等に回答いただく項目
調査期間	2016（平成28）年11月～2017（平成29）年3月
有効回収数	694件（回収率76.9%）
調査項目	（1）本人の属性について （2）本人の心身の状態について （3）支援・サービスの利用実態について （4）支援・サービスのニーズについて （5）介護者の属性について （6）介護者の就労状況について

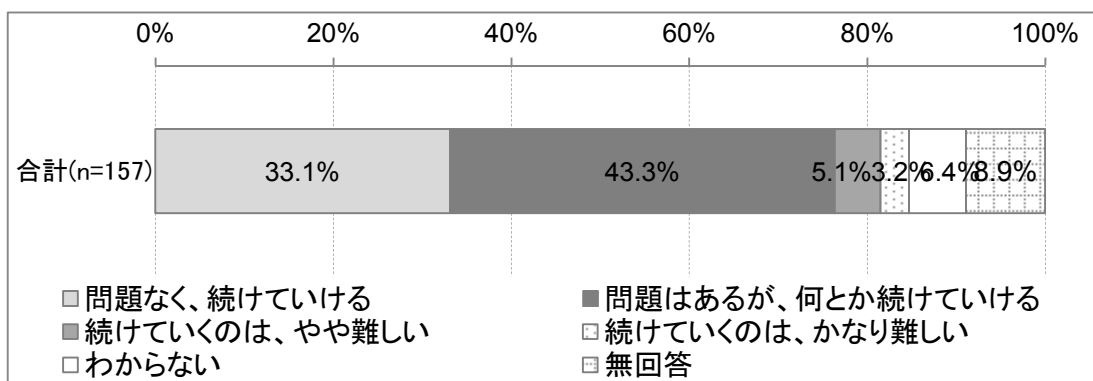
在宅介護実態調査は、在宅で生活をする要介護1～5の認定を受けた方とその家族を対象として行いました。第7期事業計画の策定において、国から新たに提示された基本指針には、要介護状態等にある家族を介護するため離職すること、いわゆる「介護離職」の防止が重要であると指摘されています。

本調査の結果から、恵庭市では「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と答えた人の割合は74.0%であり、家族の介護を行っていても就労が「問題なく続けていける」が33.1%、「問題はあるが何とか続けていける」が43.3%となっています。

○家族や親族で、介護のために辞職した人の有無（複数回答）

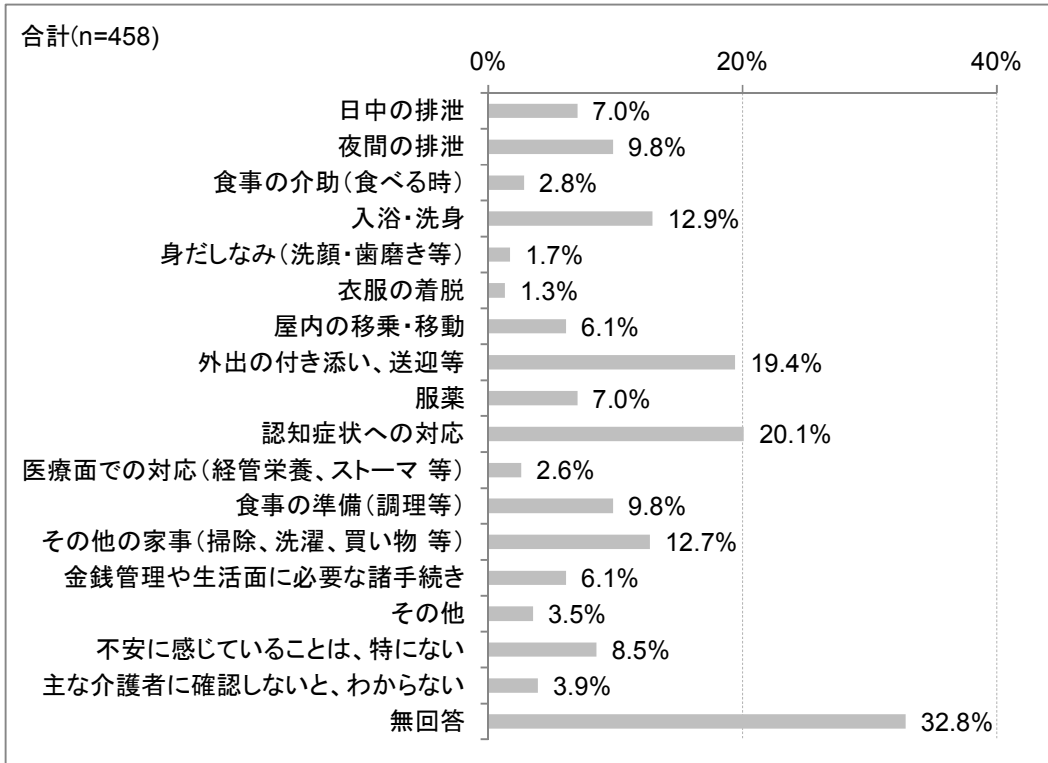


○今後も働き続けながら介護をしていくこと

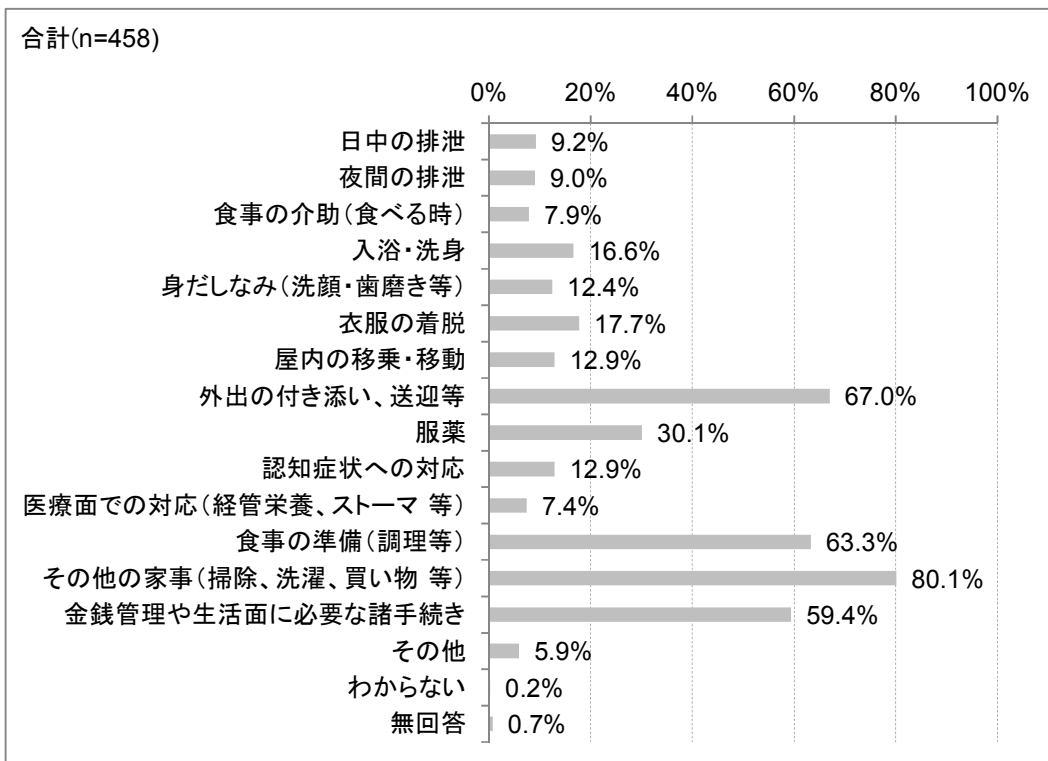


介護者が不安に感じている介護は「認知症状への対応」が20.1%と最も多く、「外出の付添い、送迎等」や「入浴・洗身」が続いています。また介護する家族が担っているのは「掃除、洗濯、買い物」が80.1%と最も多く、「外出の付添い、送迎等」、「食事の準備」が続いています。

○介護者の方が不安に感じる介護（複数回答）

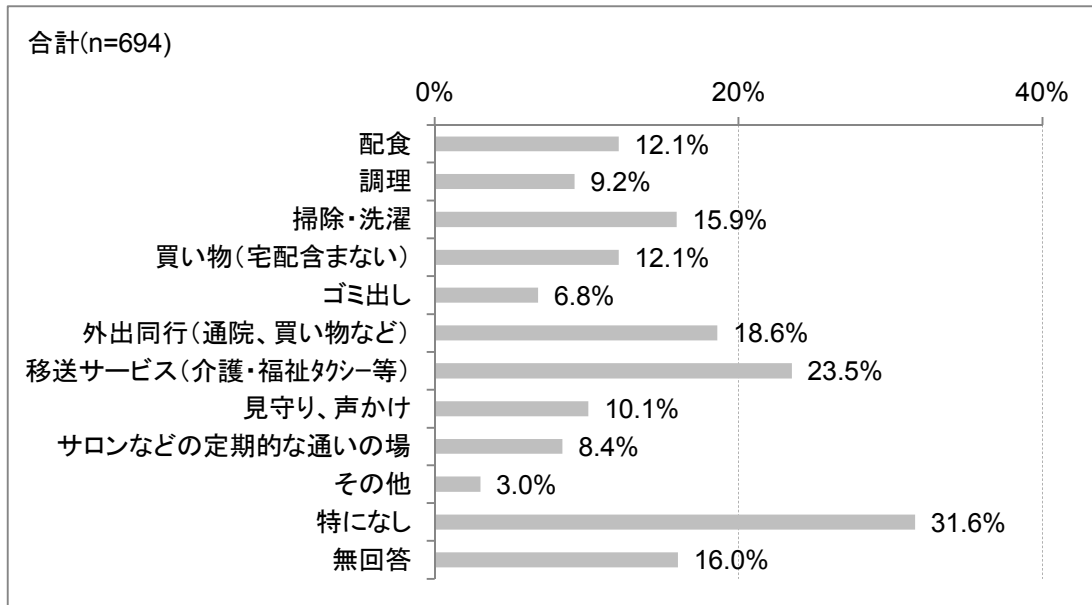


○主な介護者が行っている介護（複数回答）

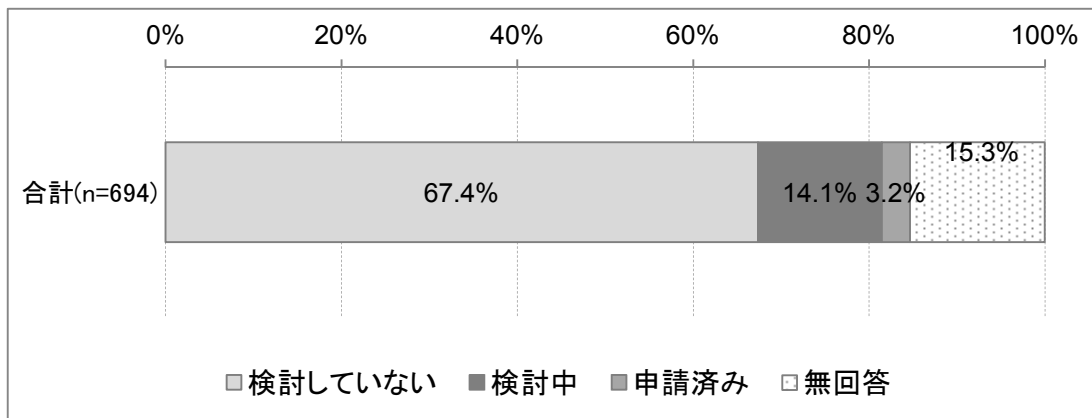


今後の在宅生活を継続するうえで必要な支援やサービスにおいては、「移送サービス」が23.5%と最も多く、次いで「外出同行」、「掃除・洗濯」「配食・買い物」と続いています。施設等への入所の検討状況も「検討していない」が67.4%となり、多くの高齢者が在宅での生活を継続することを望んでいることがわかりました。

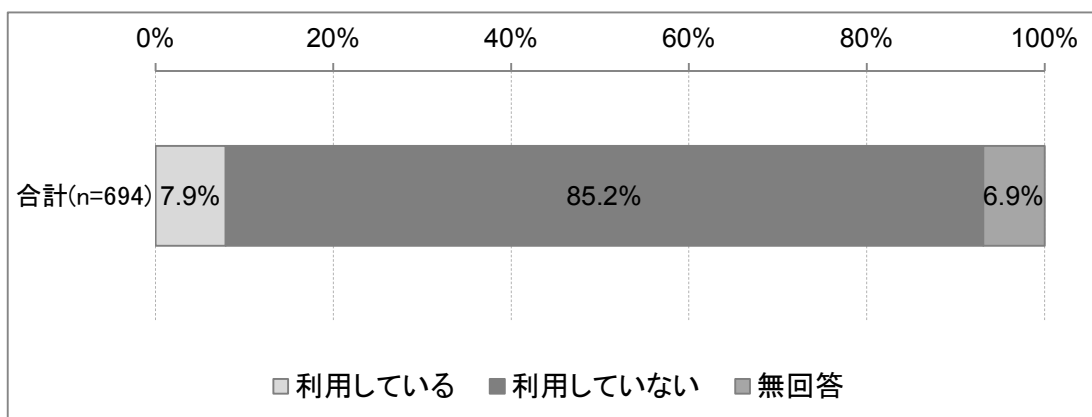
○今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス（複数回答）



○施設等への入所・入居の検討状況



○訪問診療の利用状況



訪問診療の利用者は7.9%と少ないものの、経管栄養やストーマなどの医療対応を行なっている介護者は7.4%、不安に感じている介護者は2.6%いることがわかりました。

これらのことから、在宅サービスや施設サービスの充実とともに、介護する家族のニーズを的確に把握し、家族の就労継続の支援に効果的な施策を第7期事業計画に反映していくことが重要との結果が得られました。

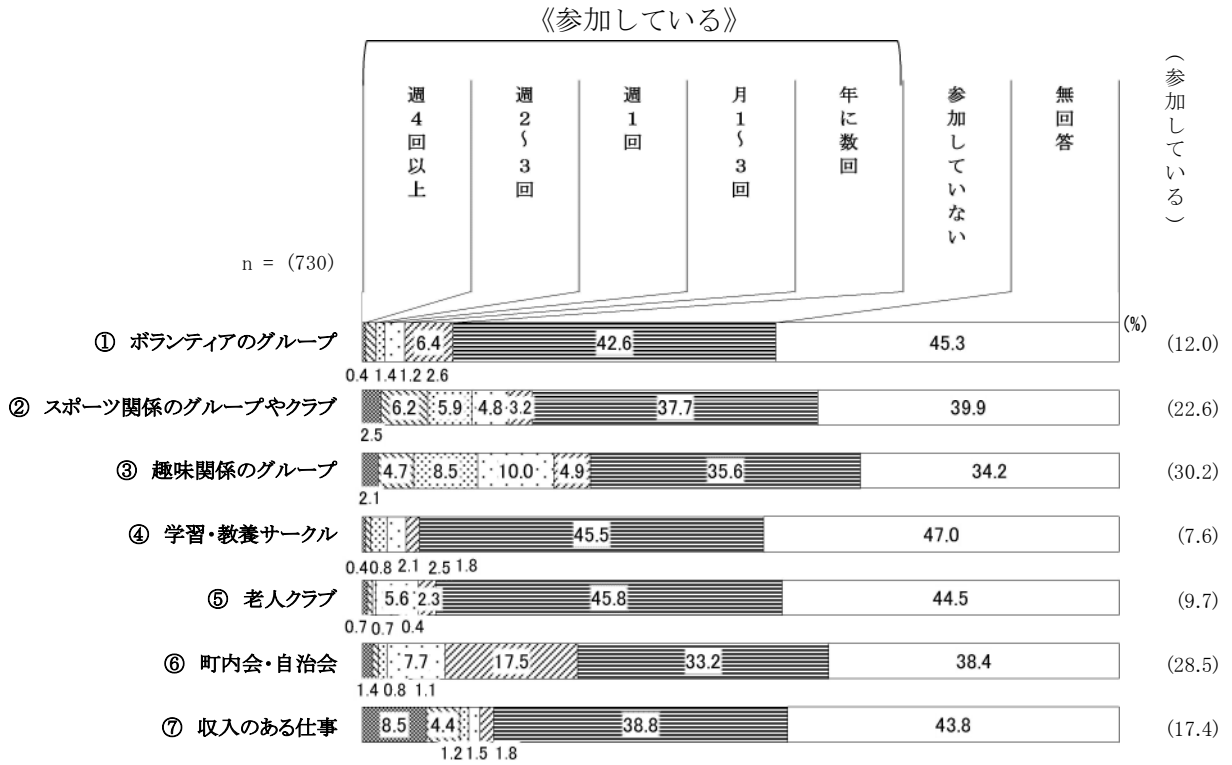
2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から見えるニーズと課題

項目	内容
調査目的	日常生活圏域ごとに高齢者の生活実態、課題、生活ニーズを把握することを目的とし、第7期事業計画をはじめとする高齢者施策の基礎資料として活用する。
調査対象	要支援1、2の認定を受けている高齢者、または一般高齢者
調査人数	1,019人（郵送調査1,019人）
調査方法	郵送による発送及び返送で実施。
調査期間	2017（平成29）年5月
有効回収数	730件（回収率71.6%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> （1）あなたのご家族や生活状況について （2）からだを動かすことについて （3）食べることについて （4）毎日の生活について （5）地域での活動について （6）たすけあいについて （7）健康について （8）日常生活上の不安や困りごとについて

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は要支援1～2、または認定を受けていない一般の高齢者を対象として行っています。恵庭市で生活する高齢者が必要とする支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという恵庭版「地域包括ケアシステム」の構築を目指すため、第6期事業計画以降の計画は「地域包括ケア計画」と位置づけられています。恵庭市に住む人々がいきいきと、健やかに暮らすためのニーズを把握することが重要となります。

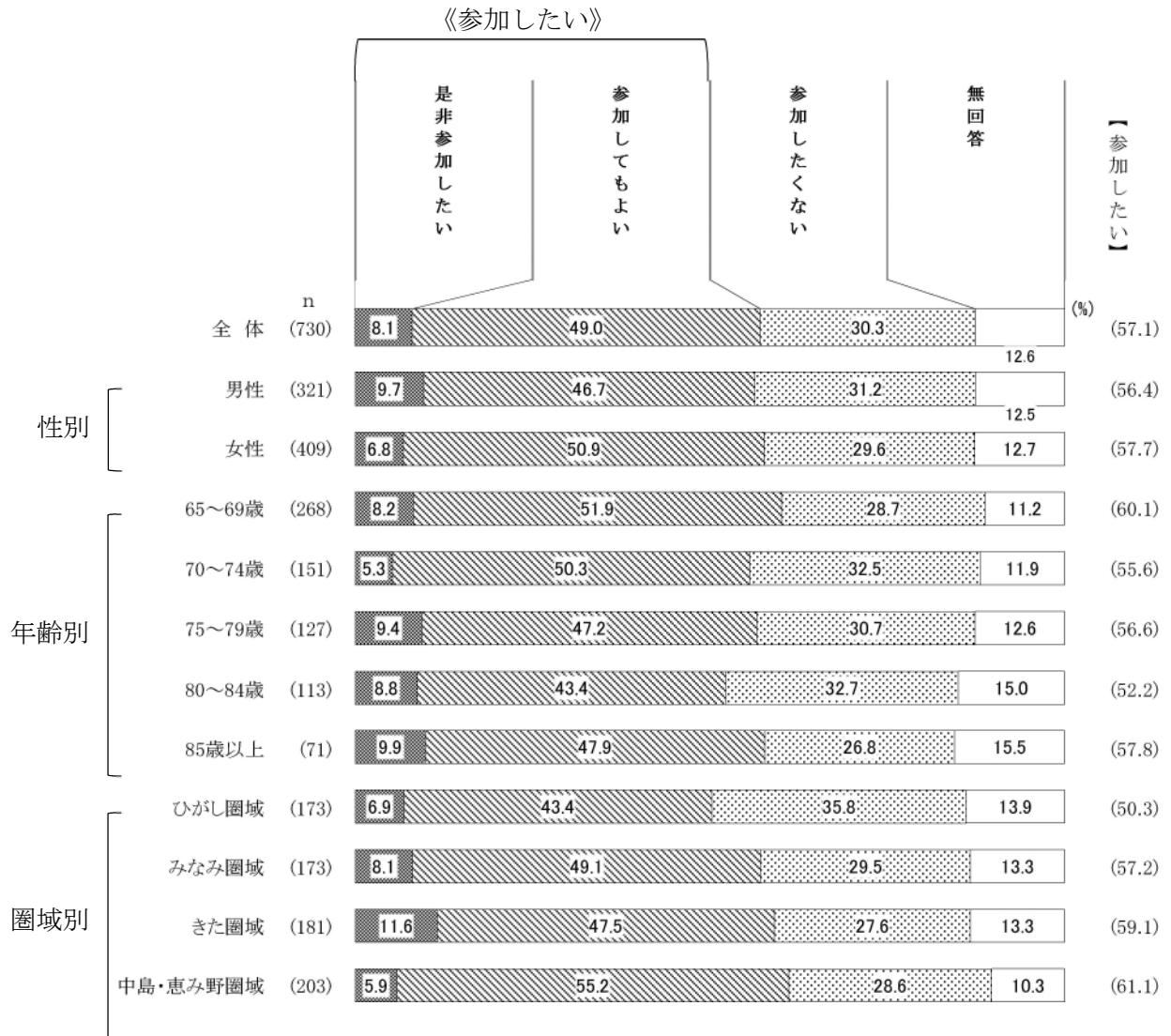
本調査の結果から、地域での活動に「参加している」と答えた人は、趣味関係のグループでは30.2%、町内会・自治会では28.5%となっており、約7割の方が地域活動へ参加していないことがわかりました。

○会・グループ等の参加頻度

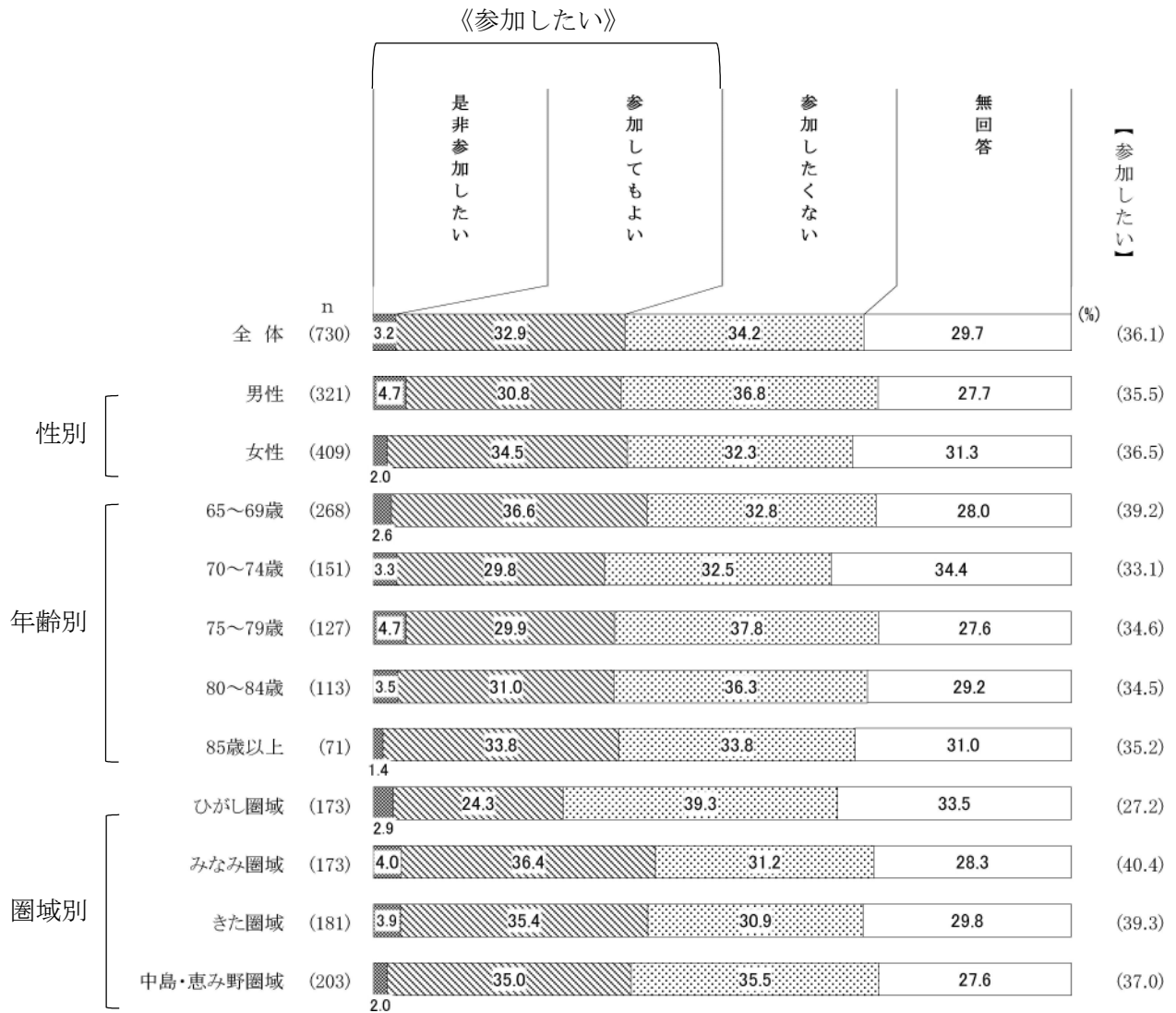


一方、地域活動へ「参加者として参加してみたい」人の割合は57.1%、「企画・運営として参加してみたい」人の割合は36.1%となり、活動へ参加するきっかけを求めている人が多いことがわかりました。「参加したくない」人の理由としては「一人の方が気楽だから」が最も多くなっています。

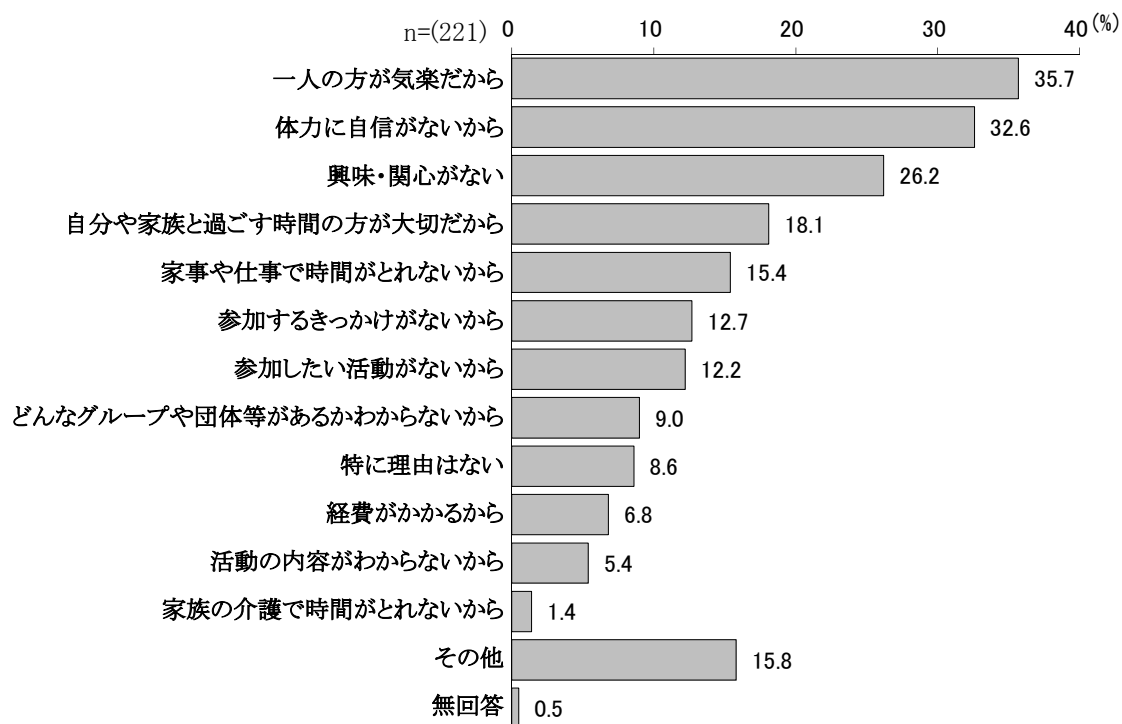
○地域づくりの活動への参加者としての参加（性別・年齢別・圏域別）



○地域づくりの活動への企画・運営としての参加（性別・年齢別）

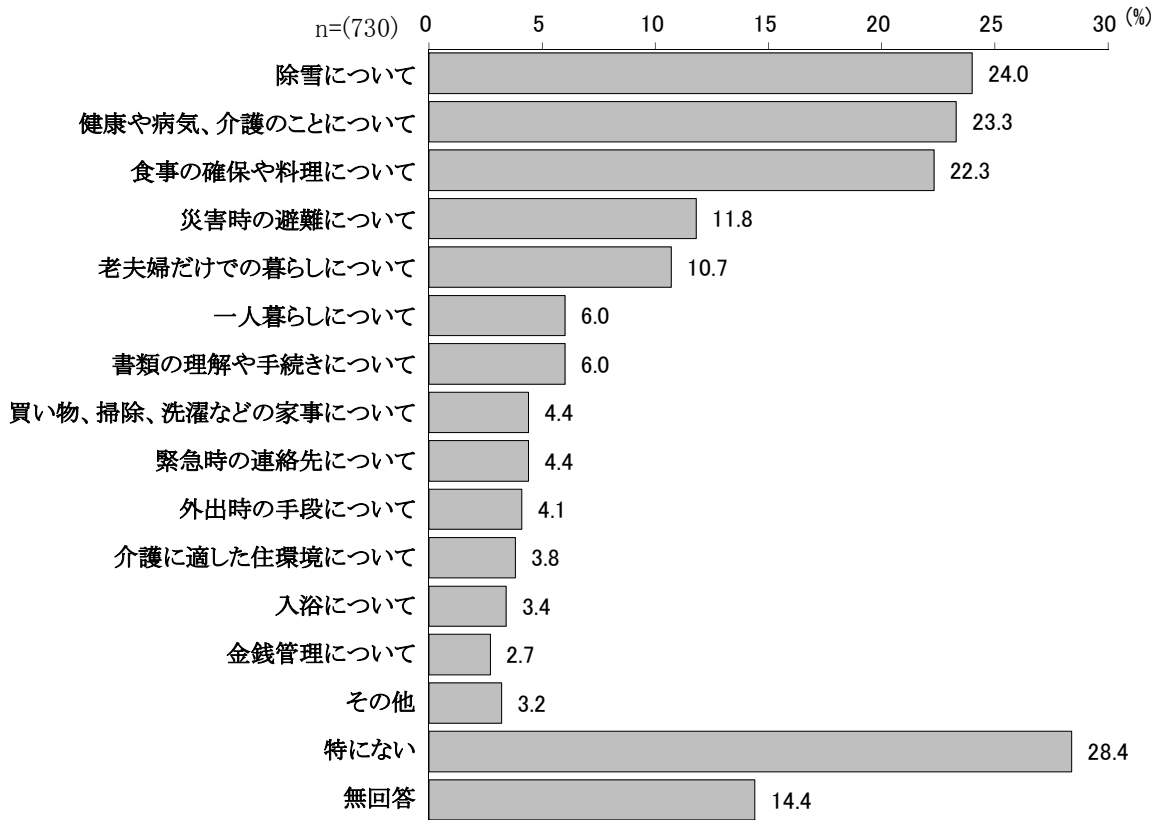


○地域での活動に参加したくない理由（複数回答）



日常生活上の不安や困りごととしては「除雪」が24.0%で最も多く、次いで「健康や病気、介護」、「食事の確保や料理」と続いています。一方で「特にない」と答えた方も28.4%となっています。

○日常生活の不安や困りごと（複数回答）



高齢者の社会参加や社会的役割を持つことが、高齢者の生きがいや介護予防に繋がり、高齢者をはじめとする地域住民の力を活用することが重要となります。また生活支援の必要性が増加しており、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待されていることから、高齢者が将来に不安をもつことなく、生きがいを持った健やかな生活の支援に効果的な施策を第7期事業計画に反映していくことが重要との結果が得られました。

3 各種調査結果による恵庭市の地域課題について

高齢者を取り巻く現状や、在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護サービス施設整備等アンケート調査などの各種調査結果から抽出された以下の課題を整理し、第7期事業計画に反映する地域課題を整理しました。

- 軽度な生活援助の充実
- 在宅生活を中心とした、本人が外出するための手段及び環境整備
- 在宅生活者の医療ニーズに対応する
「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の再整備
- 高齢者が支援の担い手になり、生きがいを持って活躍できる場の確保
- 地域の見守りネットワークを中心とした認知症施策の推進

キーワード

生活支援
社会参加
医療連携
生きがい
認知症支援

2 恵庭市の2025年の目指す将来

2014（平成26）年に行われた市民意識調査結果報告書によれば、恵庭市を「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と回答した人は95%となっています。また「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と回答した人は90%となっています。

恵庭版地域包括ケアシステムの根幹は「いまの住みやすい暮らし」の継続にあると言えます。恵庭市が誰にとっても住みやすいまちであるためには、高齢者にとっても住みやすいまちでなければなりません。また認知症状や要支援・要介護認定を受けた状態となったとしても住み続けられるまちを目指すことが重要となります。

「いまの住みやすい暮らし」を継続させるために、個人の支援ニーズに対応する介護保険サービスや総合事業による多様な介護予防・生活支援サービスの創出に努めるほか、医療のケアが必要な方には適切に在宅医療が受けられるよう介護と医療の連携も重要となります。

健やかな自立した生活を送るためには身体機能の自立だけではなく精神的な自立、つまり社会との接点を持つことも重要となり、支援される存在としてだけでなく、趣味活動や自治会活動を通じて誰かを「支える存在」となることで日々の生活が充実してきます。一方で2025年に代表されるように高齢化の影響は必ずやってくるため、高齢化率が高まる中、支援を必要とする人たちも急激に増えてくることが予想されます。認知症等へ正しい理解を持ち、ともに支えあい安心して暮らせるような明るく健やかなまちを目指していきます。

3 第6期事業計画の実績と評価

第6期事業計画中については以下の4つの基本目標のもとで施策を実施しました。重点施策のうち主な事業の実績と基本目標の評価、第6期事業計画中の介護保険サービスの実績と評価を記載しています。

基本目標

I 地域における介護体制の充実

- 特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護の整備
- 恵庭市介護保険事業所等研修会の実施
- 介護給付費適正化に向けたケアプラン点検等の実施
- 小・中学生及び自衛隊員等への認知症サポーター養成講座の実施
- 恵庭市成年後見支援センターの設置
- 恵庭市 SOS ネットワークの関係機関の拡充

高齢者が適切な介護サービス等を利用しながら、地域で安心して生活がおくれるよう介護サービス等の基盤整備を行いました。

基本目標

II 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 介護予防老人福祉スポーツ大会等の一般介護予防事業の実施
- 介護予防・生活支援サービス事業の開始
- 早期発見、治療を目的とした各種健康診査等事業の実施
- ひとり暮らし高齢者等除雪サービス事業や地域福祉事業の実施

高齢者が健康でいきいきとした生活をおくり、可能な限り介護や支援を必要としない状態を維持していくための介護予防、健康づくりの充実を図りました。

基本目標

III 社会参加・生きがいづくりと地域ケア体制の推進

- 恵庭市介護支援ボランティアポイント事業の開始
- 地域包括支援センター機能の充実（日常生活圏域の再編成）
- 住民説明会を中心とした超高齢社会に対する意識啓発活動の推進
- サービスの質の向上及び機関同士の情報交換を目的とした包括ケア会議の開催

高齢者が積極的に地域づくりに参加することができる、高齢者の社会参加・生きがいづくり施策を実施したほか、地域ケア体制の推進を図りました。

基本目標

IV 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築

- 認知症本人およびその家族に対して病状のステージに合わせた支援期間の情報提供を行う認知症ガイドブック（認知症ケアパス）の作成
- 個別支援ケースを中心とした地域ケア会議の開催
- 生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを推進する生活支援体制整備事業の開始

高齢化のピーク時に備え、住み慣れた地域において、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しました。

介護保険サービスの実績と評価

サービス種類（介護／介護予防）			H27	H28	H29	
居宅介護サービス	訪問介護／介護予防訪問介護	人/月	計画値	585	645	497
			実績値	472	466	-
	訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護	回/年	計画値	1,752	3,144	4,836
			実績値	1,503	1,511	-
	訪問看護／介護予防訪問看護	回/年	計画値	10,476	12,432	14,784
			実績値	8,961	13,684	-
	訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション	回/年	計画値	6,408	7,728	9,300
			実績値	5,160	5,450	-
	居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導	人/月	計画値	48	54	59
			実績値	98	130	-
	通所介護／介護予防通所介護	人/月	計画値	1,046	1,170	867
			実績値	878	750	-
	通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション	人/月	計画値	277	332	368
			実績値	216	199	-
	短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護	回/年	計画値	15,648	20,448	27,996
			実績値	8,386	7,131	-
	短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護	回/年	計画値	3,132	3,444	3,732
			実績値	3,082	3,145	-
福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与	人/月	計画値	729	1,025	1,340	
		実績値	679	756	-	
特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売	人/年	計画値	176	318	360	
		実績値	227	221	-	
住宅改修／介護予防住宅改修	人/年	計画値	348	372	444	
		実績値	299	288	-	
特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	計画値	83	134	134	
		実績値	73	107	-	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	計画値	136	154	154
			実績値	128	130	-
	小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	計画値	57	62	69
			実績値	44	46	-
	定期巡回・随時対応サービス	人/月	計画値	12	23	35
			実績値	3	5	-
地域密着型介護老人福祉施設	人/月	計画値	86	86	86	
		実績値	85	84	-	
地域密着型通所介護（H28～）	人/月	計画値	0	0	0	
		実績値	0	214	-	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	計画値	105	105	105
			実績値	101	110	-
	介護老人保健施設	人/月	計画値	198	198	198
			実績値	195	191	-
	介護療養型医療施設	人/月	計画値	53	53	53
			実績値	47	49	-
居宅介護支援・介護予防支援／	人/月	計画値	1,545	1,857	1,188	
		実績値	1,483	1,543	-	

平成27年度、平成28年度ともに全体的に計画値ほどサービス量が伸びていない傾向が見られました。

4 第7期事業計画の基本理念と基本目標

介護保険制度の基本的理念を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、地域において必要なサービスが提供される体制を整備します。

また、地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら2025年の介護需要、サービスの種類ごとの見込みやそのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするため、第6期事業計画の成果を引き継ぐと共に中長期的な視点に立った計画とします。

基本理念

恵庭市に住む高齢者が、認知症や介護が必要な状態になっても、ともに支えあい安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの推進に努め、明るく健やかな地域社会を実現します。

基本目標

基本理念の実現に向け、計画の基本目標は、次の5つを設定します。

I 地域における介護体制の充実

高齢者が適切な介護サービス等を利用しながら、地域で安心して生活がおくれるよう介護サービス等の基盤整備と充実を図ります。

II 在宅生活を支えるサービスと地域ケア体制の充実

高齢者が健康でいきいきとした生活をおくり、可能な限り介護や支援を必要としない状態を維持していくための地域ケア体制を推進します。

III 社会参加・生きがいづくり活動の推進

高齢者が積極的に地域づくりに参加することができる、高齢者の社会参加・生きがいづくりの充実を図ります。

IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢化のピーク時に備え、住み慣れた地域において、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

V 認知症施策の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるまちを目指します。

5 計画推進の基本方針

基本目標を実現するため、次の1 1の基本方針を掲げて計画を推進します。

基本目標

I 地域における介護体制の充実

重点 施策

1. 介護サービスの基盤整備

高齢者が要支援・要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活をおくることができるように、介護サービスの基盤整備を計画的に推進します。

<施策メニュー>

- ① 介護保険サービスの充実
- ② 地域密着型サービスの基盤整備・充実

重点 施策

2. 介護サービスの質の向上

介護保険制度の要となる介護支援専門員の質の向上やケアプラン評価等、介護給付の適正化の取り組み等から、介護サービスの質の向上を図ります。

また、地域密着型サービスにおける実地指導等を行い、サービス利用者に対するサービスの質の向上を図ります。

<施策メニュー>

- ① ケアマネジメント機能の強化
- ② 介護サービスの質の向上・推進
- ③ 人材の確保及び資質の向上

重点
施策

3. 低所得者対策の推進

介護サービスの利用促進に向けた取り組みとして、介護保険料の軽減及び低所得者の利用者負担の軽減措置を図ります。

<施策メニュー>

- ① 介護保険料の軽減
- ② 介護サービス利用者負担の軽減

重点
施策

4. 保険者機能の強化

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質の高いサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、持続可能な制度の確保に努めます。

<施策メニュー>

- ① 介護給付費適正化に向けた取り組み

基本目標

Ⅱ 在宅生活を支えるサービスと地域ケア体制の充実

新規

重点
施策

1. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生援・介護予防サービスの整備を推進します。

<施策メニュー>

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ② 包括的支援事業・任意事業の推進

重点
施策

2. 地域ケア体制の促進

介護や支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、ひとり暮らしや、高齢者世帯における孤独死の防止等、保健福祉関係機関、地域団体、ボランティア、地域住民等地域全体で高齢者を支える体制を構築していきます。

高齢者に対する総合的、継続的なケアを提供するには、高齢者の生活状況を把握し、情報の共有を進め、計画に基づく適正なサービス提供（ケアマネジメント）を行う仕組みが重要となります。さらに、地域の中における地域包括支援センターが中核的な役割を担い、高齢者に対する総合相談と支援等、取り組みの充実を図ります。

<施策メニュー>

- ① 在宅医療・介護連携の推進
- ② 地域包括支援センター機能の充実
- ③ 相談、情報提供等の充実
- ④ 地域における見守り、支えあいの推進
- ⑤ 自主防災活動の推進
- ⑥ 避難行動要支援者支援対策の推進
- ⑦ 療養病床の円滑な再編成
- ⑧ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

基本目標

Ⅲ 社会参加・生きがいつくり活動の推進

重点
施策

1. 積極的な社会参加の推進

高齢者の多様性や自発性が尊重される高齢社会を実現するため、高齢者が地域社会の中で豊かな経験と知識を生かし、積極的な役割を果たすことのできる地域社会づくりに努めます。

<施策メニュー>

- ① 地域活動等への積極的参加の推進
- ② 生涯学習の推進
- ③ 就業対策の充実
- ④ シルバー人材センター等の活動の充実

重点
施策

2. 生きがいつくり活動の推進

超高齢社会における課題等を高齢者のみならず、市民一人ひとりが認識することで、地域福祉の定着及び市民同士の支えあいの意識、敬老思想の高揚を図ります。

<施策メニュー>

- ① 高齢化に対する意識啓発活動の推進

基本目標

IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

重点
施策

1. 介護予防と健康・元気づくりの推進

高齢者にとってできる限り介護を必要としない状態を維持しながら、生きがいを持ち、健康でいきいきと自立した生活をおくることができるよう、介護予防や健康づくりの取り組みを推進します。

<施策メニュー>

- ① 一般介護予防事業の推進
- ② 健康診査等事業の推進

重点
施策

2. 地域生活を支える環境整備の推進

安心した居宅での生活を確保し、地域生活を支える生活環境の整備を住宅分野などと連携し推進します。

<施策メニュー>

- ① 地域生活を支える環境整備の推進
- ② 生活支援サービスの充実

基本目標

V 認知症施策の推進

新規

重点
施策

1. 認知症支援策の充実

認知症になっても地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実と権利擁護施策の普及に努めます。

<施策メニュー>

- ① 認知症に関する理解の普及、及び相談体制の充実
- ② 高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取り組みの推進
- ③ 成年後見制度の普及・促進
- ④ 認知症高齢者に対する地域ケアの推進

5 施策の体系

恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の体系と内容は次のとおりです。

基本 目標	重点 施策		
	施策メニュー		
I 地域における介護体制の充実	1 介護サービスの基盤整備	【1】介護保険サービスの充実	1 居宅サービスの充実
			2 特定施設入居者生活介護(居宅系)の整備 ★
			3 施設サービスの充実
		【2】地域密着型サービスの基盤整備・充実	1 認知症対応型共同生活介護(居住系)の整備 ★
			2 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(施設系)の整備 ★
			3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 ★
	4 認知症対応型通所介護の整備 ★		
	2 介護サービスの質の向上	【1】ケアマネジメント機能の強化	1 介護支援専門員に対する支援と連携
		【2】介護サービスの質の向上・推進	1 介護保険施設の適正入所の推進
			2 地域密着型サービス等の実地指導の実施
	【3】人材の確保及び資質の向上	1 介護職員の人材育成と確保	
	3 低所得者対策の推進	【1】介護保険料の軽減	1 介護保険料の軽減
		【2】介護サービス利用者負担の軽減	1 特定入所者介護サービス費の支給
			2 高額介護サービス費の支給
			3 高額介護サービス費貸付事業の推進
	4 社会福祉法人による利用者負担の軽減		
4 保険者機能の強化	【1】介護給付費適正化に向けた取り組み	1 要介護認定の適正化の推進	
		2 ケアプラン点検の推進	
		3 住宅改修・福祉用具利用実態把握の推進	
		4 国保連の給付費適正化システムの活用	
		5 介護給付費への理解の促進	

※「★」は第7期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。(既存事業含む)

基本 目標	重点施策			
	施策メニュー			
II 在宅生活を支えるサービスと地域ケア体制の充実	1 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	【1】介護予防・日常生活支援総合事業の充実	1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ★	
			2 通所型サービス(第1号通所事業)の推進	
			3 訪問型サービス(第1号訪問事業)の推進	
			4 その他の生活支援サービスの推進	
			5 介護予防ケアマネジメントの推進	
		【2】包括的支援事業・任意事業の推進	1 生活支援体制整備事業の充実 ★	
			2 家族介護支援事業の推進	
			3 介護支援専門員支援事業の推進	
		2 地域ケア体制の促進	【1】在宅医療・介護連携の推進	1 在宅医療・介護連携推進事業の充実 ★
	【2】地域包括支援センター機能の充実		1 総合相談・支援事業の推進	
			2 介護予防ケアマネジメント事業の推進	
			3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進	
			4 権利擁護事業の推進	
			5 地域包括支援センター連絡会議の充実	
	【3】相談、情報提供等の充実		1 地域における相談活動の充実	
			2 高齢者福祉・介護サービス等の啓発活動の充実	
			3 インターネット等を利用した情報提供の充実	
		4 包括ケア会議の推進		
	【4】地域における見守り、支えあいの推進	1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進		
2 民生・児童委員、地区民生委員児童委員連絡協議会との連携・強化				
3 町内会・自治会との連携・強化				
4 地域密着型サービス事業者における運営推進会議の推進				
【5】自主防災活動の推進	1 自主防災活動の推進			
【6】避難行動要支援者支援対策の推進	1 避難行動要支援者支援対策の推進			
【7】療養病床の円滑な再編成	1 介護療養型医療施設の円滑な転換			
【8】高齢者の居住安定に係る施策との連携	1 有料老人ホーム等への指導監督			

※「★」は第7期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。(既存事業含む)

基本 目標	重点施策	
	施策メニュー	
Ⅲ 社会参加・生きがいづくり活動の推進	1 積極的な社会参加の促進	【1】地域活動等への積極的参加の推進
		1 老人クラブ活動の充実
		2 老人クラブ連合会との連携・強化
		3 老人憩の家を拠点とした生きがいと交流活動の推進
		4 社会福祉協議会との連携・強化
		5 ボランティアセンターとの連携・強化
		6 介護支援ボランティアポイント事業の推進
		7 福祉バスの運行
		8 世代間交流の支援
		9 健康づくりスポーツ活動の推進
		10 文化伝承活動の推進
		11 農村地区高齢者等の活動支援
	12 公共施設等の積極的利用の推進	
	2 生きがいづくり活動の推進	【2】生涯学習の推進
		1 生涯学習の推進
		2 図書館の整備充実
		【3】就業対策の充実
	【4】シルバー人材センター等の活動の充実	1 就業に関する情報提供等の充実
		2 就業機会の促進
	【1】高齢化に対する意識啓発活動の推進	1 シルバー人材センター等の活動の充実
1 超高齢社会についての広報啓発活動の推進		
2 敬老祝品贈呈事業の推進		
	3 ボランティア体験事業等福祉教育の推進	

※「★」は第7期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。（既存事業含む）

基本 目標	重点施策		
	施策メニュー		
IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進	1 介護予防と健康・元気づくりの推進 ★	【1】一般介護予防事業の推進	1 介護予防把握事業の推進
			2 介護予防普及啓発事業の推進
			3 地域介護予防活動支援事業の推進
			4 一般介護予防事業評価事業の実施 ★
		【2】健康診査等事業の推進	1 健康診査の実施
			2 脳ドック受診費用の助成
			3 がん検診事業の実施
			4 肝炎ウイルス検査の実施
			5 予防接種の実施
	2 地域生活を支える環境整備の推進	【1】地域生活を支える環境整備の推進	1 高齢者向け住宅の推進
			2 防災・防火対策の充実
			3 応急手当の普及推進
			4 防犯活動の推進
			5 悪徳商法等による消費者被害の防止
			6 交通安全対策の推進
			7 福祉のまちづくりの推進
			8 施設のバリアフリー化の推進
			9 道路、歩道等の整備推進
			10 公園、緑地の整備推進
11 交通環境の利便性推進			
12 水と緑と花のある地域環境整備の推進			
13 騒音、公害防止対策の推進			

※「★」は第7期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。（既存事業含む）

基本 目標	重点施策	
	施策メニュー	
IV 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進	2 地域生活を支える環境整備の推進	【2】生活支援サービスの充実
		1 養護老人ホーム入所措置の実施
		2 外出支援サービス事業の推進
		3 除雪サービス事業の推進
		4 緊急通報サービス事業の拡大・推進
		5 在宅支援住宅改修費助成事業の推進
		6 訪問理美容サービス事業の推進
		7 寝具丸洗い・乾燥・消毒サービスの推進
		8 配食サービスの充実
		9 安否確認・見守り体制の強化
10 救急医療情報キット事業の推進		
V 認知症施策の推進	1 認知症支援策の充実	【1】認知症に関する理解の普及、及び相談体制の充実
		1 認知症施策の推進
		2 認知症初期集中支援推進事業の実施 ★
		3 認知症地域支援・ケア向上事業の実施
		4 認知症サポーター養成事業の推進
	5 認知症に関する広報活動の推進	
	【2】高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取り組みの推進	1 高齢者虐待に関する早期発見・早期解消の取り組み
		2 高齢者虐待防止ネットワークの推進
		3 身体拘束ゼロ運動の推進
	【3】成年後見制度の普及・促進	1 成年後見制度の普及・啓発
		2 成年後見制度利用支援事業の推進
		3 日常生活自立支援事業の推進
		4 成年後見制度利用促進基本計画の策定 ★

※「★」は第7期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。（既存事業含む）

基本		重点施策	
目標		施策メニュー	
V 認知症施策の推進	1 認知症支援策の充実	【4】認知症高齢者に対する地域ケアの推進	1 徘徊認知症高齢者の事故防止対策の推進
			2 認知症グループホームネットワークの会との連携
			3 小規模多機能型居宅介護ネットワークの会との連携
			4 障がい老人と共に歩む会との連携
			5 恵庭市SOSネットワークの推進

※「★」は第7期事業計画で取り組む新規事業。下線は重点的に取り組む事業。(既存事業含む)



第4章 施策体系別計画



第4章 施策体系別計画

基本目標

I 地域における介護体制の充実

重点施策

1. 介護サービスの基盤整備

【1】介護保険サービスの充実

1 居宅サービスの充実

高齢者が可能な限りなじみの深い在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図ります。

2 特定施設入居者生活介護（居宅系）の整備

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等が要支援者・要介護者に特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。現在市内には、介護付有料老人ホーム「ラ・デュース恵み野」、介護付有料老人ホーム「ラ・デュース中島」の2ヶ所が整備されておりますが、今後、高齢期の多様な住まいの一つとして選択肢を広げるため、増床を計画するものです。増床数については、北海道の計画の範囲内となりますので、今後、北海道と協議を進め決定します。

3 施設サービスの充実

高齢者人口の増加に伴い、施設サービスの必要な方は増加しています。施設入所の必要性が高い方の把握を行い、必要な方が適正に入所するよう定期的に介護保険施設と調整を図ります。

【2】地域密着型サービスの基盤整備・充実

地域密着型サービスは、当該市町村の住民のみが利用できるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、高齢者が中重度の要介護状態となっても居宅での生活をおくれるようにするためのサービスです。本市では、市内に4つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、第7期計画期間中に下記の基盤整備を行います。認知症対応型通所介護事業以外のサービスを公募により選定し、地域密着型サービスの充実を図ります。

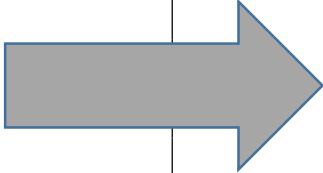


1 認知症対応型共同生活介護（居住系）の整備

2 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（施設系）の整備

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

4 認知症対応型通所介護の整備

◆ 第7期事業計画期間中の基盤整備時期

基 盤	第7期			第8期
	2018	2019	2020	2021
特定施設入居者生活介護	公 募	サービス開始		
認知症対応型共同生活介護 2ユニット×2ヶ所				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護				
認知症対応型通所介護	指定申請 ⇒ 指定決定 ⇒ サービス開始			
地域密着型介護老人福祉施設		公 募	サービス開始	

◆ 市内の地域密着型サービス施設

○ 地域密着型介護老人福祉施設（3施設）

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園 29床
- ・地域密着型特別養護老人ホーム ふる里えにわ 29床
- ・地域密着型特別養護老人ホーム 恵望園はなえにわ 29床

○ 小規模多機能型居宅介護（2施設）

- ・小規模多機能施設のりこハウス 25人（登録定員）
- ・小規模多機能型居宅介護島松ふくろうの園 25人（登録定員）

○ 認知症対応型共同生活介護＜認知症グループホーム＞（11施設）

- ・グループホームすずらんの家 9人
- ・グループホームすまいる 18人
- ・ぐるーぷほーむ花いちもんめ 9人
- ・ニチイケアセンター恵庭 18人
- ・グループホーム北のくにから 18人
- ・グループホームめぐみの 18人
- ・グループホームだんらん 18人
- ・グループホーム恵風 9人
- ・グループホームだんらんこがね 9人
- ・グループホームこもれびの家 18人
- ・グループホームのりこハウス 9人

○ 地域密着型通所介護＜デイサービス＞（15施設）

- ※2016（平成28）年度より定員18名以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所へと移行しています。

重点施策

2. 介護サービスの質の向上

【1】ケアマネジメント機能の強化**1 介護支援専門員に対する支援と連携**

介護保険制度の円滑な運営を図るためには、制度の要である介護支援専門員の資質向上に取り組むことが重要であることから、地域包括支援センターの機能を活用し、介護支援専門員の資質向上に努めます。

また、恵庭市介護支援専門員連絡協議会、介護保険事業所、認知症グループホームネットワークの会等と連携し、介護職員の資質向上のための取り組み等を支援します。

【2】介護サービスの質の向上・推進**1 介護保険施設の適正入所の推進**

介護保険施設に入所が必要とされる高齢者に対して適正に入所できるよう、定期的に介護保険施設と調整を図ります。

2 地域密着型サービス等の実地指導の推進

地域密着型サービス事業所等の適正な運営と利用者へのサービスの質の向上を図りため、定期的に実地指導を行います。

また2018年度より居宅介護支援事業者の指定権限が北海道より移譲されることから、適切な指導監督に努めます。

【3】人材の確保及び資質の向上**1 介護職員の人材育成と確保**

質の高い介護保険サービスの提供には、人材育成と確保が重要です。市も保険者として介護事業者に対する情報提供やサービス従事者の確保と養成を関係機関と連携し推進します。

【目標値】

- 介護サービス事業所の質の向上に向けたテーマを設定した研修等の実施。
- 介護支援専門員のニーズに基づく介護支援専門員と多様な関係機関との連携の場の検討。
- 地域密着型サービス事業所の運営状況の点検。
- 地域密着型サービスにおける実地指導の実施。
- 市内事業所と連携した介護人材確保の取り組みの検討。

重点施策

3. 低所得者対策の推進

【1】介護保険料の軽減**1 介護保険料の軽減**

第1号被保険者の保険料は、所得段階別に10段階に設定され、低所得者に一定の配慮がされています。第3段階以下は世帯全員が市民税非課税ですが、収入の面で保険料の負担能力への配慮が必要な人がいることから、被保険者間の公平性や収入状況を勘案し、軽減を行います。

【2】介護サービス利用者負担の軽減**1 特定入所者介護サービス費の支給**

施設サービス、短期入所サービスの食費と居住費（滞在費）は、利用者負担段階区分に応じて負担限度額が定められ、国が定める基準費用額と負担限度額の差額は補足給付として、特定入所者介護サービス費を支給します。

2 高額介護サービス費の支給

利用者が負担する介護サービス費用について、所得段階区分ごとに定められた利用者負担の限度額を超えた場合、申請により高額介護サービス費を支給します。

また、介護保険と医療保険において高額となった場合、それぞれの月額で限度額が設定されていますが、更にそれらを合算して年額で限度額を設け、限度額を超えた分は「高額医療合算介護サービス費」を支給します。

3 高額介護サービス費貸付事業の推進

要介護者等を対象に高額介護サービス費貸付事業を行います。

4 社会福祉法人による利用者負担の軽減

社会福祉法人はその社会的役割の一環として、生計が困難な低所得者の利用者負担を軽減することができます。社会福祉法人と連携し、推進していきます。

【目標値】

- 高額介護サービス費等の対象者への勧奨。

重点施策

4. 保険者機能の強化

【1】介護給付費適正化に向けた取り組み**1 要介護認定の適正化の推進**

要介護認定が適正に行われるよう、認定申請の訪問調査で委託している調査のチェック等、要介護認定の適正化に取り組みます。

2 ケアプラン点検の推進

要介護者はケアプランを作成し、計画的に介護保険サービスを利用します。利用者本位のケアプラン、給付の適正化の観点からケアプラン点検の取り組みを地域包括支援センターと連携し推進します。

3 住宅改修・福祉用具利用実態把握の推進

住宅改修や福祉用具の利用が自立支援に結びついているか実態調査などの事後調査等を行い、適正な給付サービスが図られるよう推進します。

4 国保連の給付適正化システムの活用

国保連の給付適正化システムを活用し、利用状況等の情報を把握し、事業所に対する指導と連携を強化します。

5 介護給付費への理解の促進

保険者から受給者本人に対して介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを確認することで介護給付費への理解を促進します。

※介護給付適正化計画は別に作成することとします。

【目標値】

- ケアプラン点検の結果や講評の伝達を目的とした市内事業者向けに研修会の開催。
- 地域の実情を踏まえた介護給付費適正化事業の効率的な実施の検討。
- 介護給付適正化計画の策定と実施。

基本目標

Ⅱ 在宅生活を支えるサービスと地域ケア体制の充実

重点施策

1. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

新規

【1】 介護予防・日常生活支援総合事業の充実**1 介護予防・日常生活支援総合事業の充実**

高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスにより支援を行います。事業内容は、「通所型サービス」、「訪問型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

2 通所型サービス（第1号通所事業）の推進

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

3 訪問型サービス（第1号訪問事業）の推進

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する事業を実施します。

4 その他の生活支援サービスの推進

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。

5 介護予防ケアマネジメントの推進

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを実施します。

※2～5を包括して「介護予防・生活支援サービス事業」と呼んでいます。

※具体的な考え方については「第5章 介護予防・日常生活支援総合事業の実績と見込み」の中で解説します。

【2】 包括的支援事業・任意事業の推進**1 生活支援体制整備事業の充実**

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備し、地域の生活支援コーディネーターを通じ、生活支援等サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

2 家族介護支援事業の推進

高齢者を介護している家族に対し、介護者相互の交流会に参加するなど心身の元気を回復する事業や介護方法の指導等、家族介護支援事業を実施します。

3 介護支援専門員支援事業の推進

居宅介護支援等を利用していない場合、住宅改修費の支給申請に係る必要な理由がわかる書類の作成にあたり、その軽費を助成します。

【目標値】

- 高齢者のニーズを踏まえた介護予防・生活支援サービス事業の充実。
- 住民及びサービス事業所に対する総合事業に係る周知の促進。
- 新たなサービス開始後の協議体等における振り返り。
- 介護予防・生活支援サービス事業の新たなサービスの創設に向けた協議体等での協議。
- 生活支援コーディネーターや協議体の活動による社会資源の把握・開発。
- 生活支援コーディネーター等との協働による地域資源マップ（仮）の作成。

重点施策

2. 地域ケア体制の推進

【1】在宅医療・介護連携の推進**1 在宅医療・介護連携推進事業の充実**

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、地域の課題や特性に合わせ、既存の資源を活用しながら地域の医師会等と協働し、在宅医療・介護連携を推進するための体制の整備を図ります。

【2】地域包括支援センター機能の充実**1 総合相談・支援事業の推進**

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活がおくれるよう、福祉や介護などの日常生活全般にわたる相談に対応するため、専門職員を配置し、相談に対応します。

2 介護予防ケアマネジメント事業の推進

介護予防対象者（要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者）が、要介護状態になることを予防するため、生活機能低下を早期改善に必要な地域支援事業の介護予防事業が効果的に実施されるよう支援します。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の推進

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが介護支援専門員、医療や地域の関係機関等との連携等、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的、継続的に支援します。

4 権利擁護事業の推進

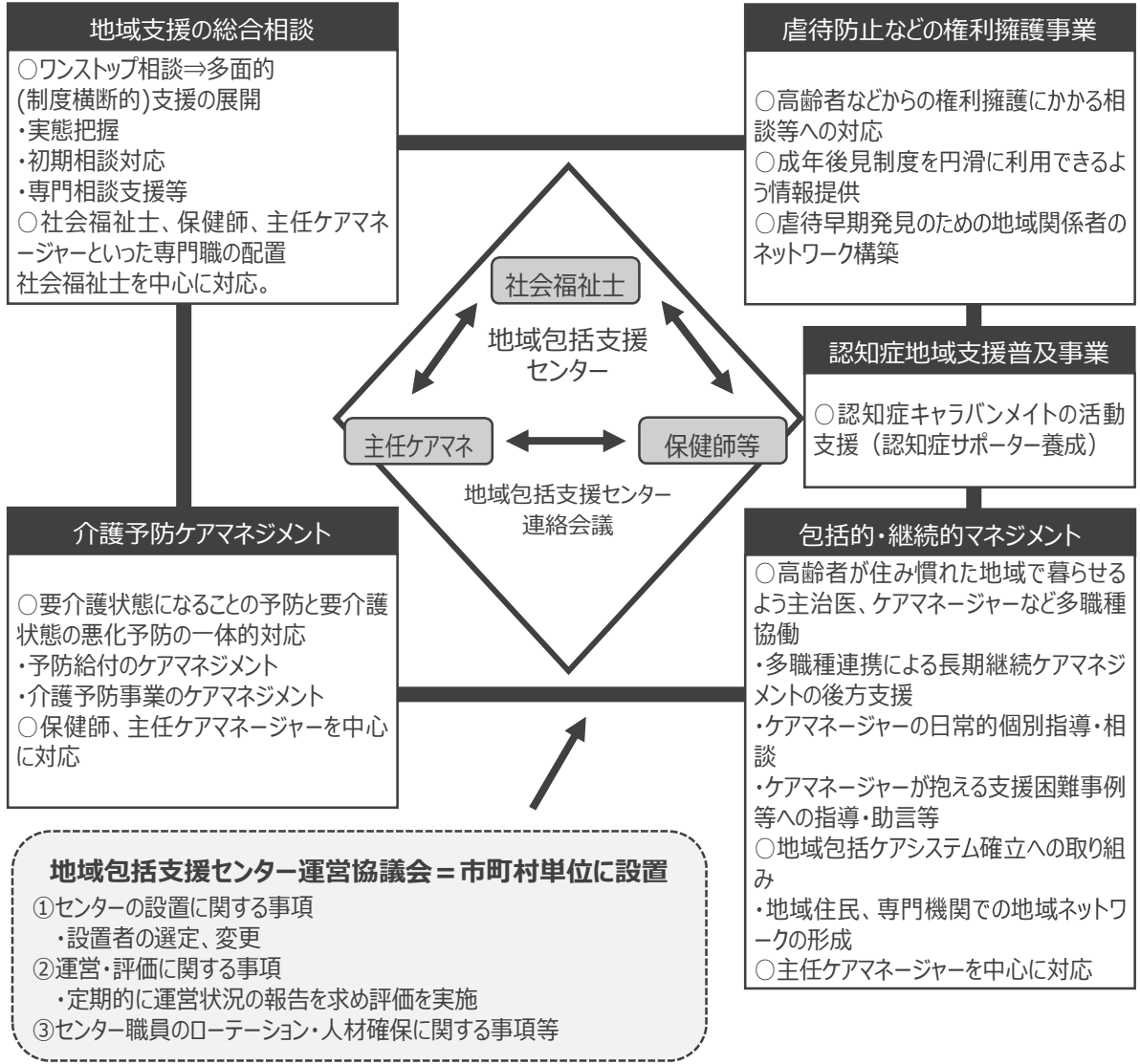
高齢者の虐待防止や早期発見に努め、成年後見制度の普及や利用促進、消費者被害の防止など、人権や財産を守る権利擁護のため、地域関係者のネットワークと連携しながら高齢者権利擁護の取り組みを推進します。

5 地域包括支援センター連絡会議の充実

地域包括支援センターの連絡会議を定期的で開催し、包括的支援事業を円滑に推進するための方策等について、情報交換、連絡調整を行います。

【2】地域包括支援センター機能の充実（続き）

地域包括支援センターの活動



【3】相談、情報提供等の充実

1 地域における相談活動の充実

身近な地域で気軽に相談が受けられるよう、民生委員・児童委員の活動がより一層活用されるよう周知を図るとともに、適切な相談に応じられるよう体制の充実を図ります。

2 高齢者福祉・介護サービス等の啓発活動の充実

高齢者等に対する保健福祉・介護サービスの利用の促進を図るため、広報啓発活動の充実を図ります。

3 インターネット等を利用した情報提供の充実

市ホームページを活用し、介護サービス利用の促進を図るための介護保険施設や短期入所等の利用状況やサービス、高齢者福祉の制度等について情報提供に努めます。

4 包括ケア会議の推進

市内の介護保険事業所、地域包括支援センター、医療機関等と行政による包括ケア会議において、制度等に対する周知や機関同士の情報交換等を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。

【4】地域における見守り、支えあいの推進

1 社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進

社会福祉協議会では、町内会単位での日常生活の手助けや見守りによる安否確認といった活動と、公的な在宅福祉サービスの利用を結びつけながら、地域住民が安心して暮らすことができるような取り組みとして、小地域ネットワーク活動を実施しています。

また、地域では自主的な高齢者との交流や見守り等の活動が取り組まれています。社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動や地域の自主事業の推進を図ります。

2 民生・児童委員、地区民生委員児童委員連絡協議会との連携・強化

地域住民の生活状況や福祉ニーズを把握している民生委員・児童委員と連携して、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、より一層取り組みを強化・推進します。

3 町内会・自治会との連携・強化

高齢化が進む中、地域の中でお互いに支えあい、助けあい、安心して暮らせる仕組みづくりのため、地域住民の生活と密接な関わりを持っている町内会・自治会との連携を強化します。

また、町内会・自治会が実施する高齢者を対象とした、敬老会事業など地域活動と連携した取り組みを推進します。

4 地域密着型サービス事業者における運営推進会議の推進

認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護施設では、地域等との連携を図るため、利用者や家族、町内会、民生委員・児童委員等地域の代表、地域包括支援センター、消防職員、市職員が参加した運営推進会議を定期的に開催しています。

この運営推進会議は、各サービス事業者で提供しているサービス内容を明らかにし、地域との連携が確保され、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としており、適切な運営が行われるよう関係機関等と連携し推進します。

【5】 自主防災活動の推進

1 自主防災活動の推進

災害が発生した場合、住民自らが自らの命を守ることが必要です。また、個人や家族の力が及ばないとき、地域住民による自主防災活動が必要となります。

災害による被害を最小限に食い止めるために、地域で災害に立ち向かうという防災意識の醸成を図り、地域住民が連携した防災活動を推進します。

【6】 避難行動要支援者支援対策の推進

1 避難行動要支援者支援対策の推進

本市では、災害発生時に自力で避難が困難な人を対象とした「避難行動要支援者名簿」を活用して、災害発生時に的確かつ迅速に対応できるよう、町内会や民生委員、福祉関係団体等と連携し、日頃からの見守りや災害時の避難支援、安否確認等地域が主体となった取り組みを推進します。

【7】 療養病床の円滑な再編成

1 介護療養型医療施設の円滑な転換

慢性期の医療ニーズに対応する今後の医療・介護サービス提供体制について、新たな施設系サービスの選択肢として「介護医療院」が示されました。介護療養型医療施設については、2022年度末まで経過措置期間が延長されたことから、円滑な再編成を取進めます。

【8】 高齢者の居住安定に係る施策との連携

1 有料老人ホーム等への指導監督

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居高齢者が安心して暮らすことができるよう、適切な指導監督に努めます。

【目標値】

- 医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備・普及。
- 地域の課題を踏まえた毎年度、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容の検討。
- 地域包括支援センターと協議した介護支援専門員向け研修の実施。

基本目標

Ⅲ 社会参加・生きがづくり活動の推進

重点施策

1. 積極的な社会参加の促進**【1】地域活動等への積極的参加の推進****1 老人クラブ活動の充実**

地域に密着した老人クラブづくりを目指し、老人クラブへの加入拡大を図り、心身の健康と生きがづくり、地域福祉活動等を推進するための支援を行います。

2 老人クラブ連合会との連携・強化

高齢者の生きがいと社会参加活動のさらなる充実のため、恵庭市老人クラブ連合会との連携強化を図り活動を促進します。

また、老人クラブ活性化検討委員会を中心に老人クラブとの今後の在り方や新たな事業展開を図ります。

3 老人憩の家を拠点とした生きがいと交流活動の推進

高齢者の健康増進、生きがづくりと社会参加活動の拠点として、小学校区を基本に「老人憩の家」が7ヶ所設置されています。憩の家では、高齢者の各種サークル活動などが行われています。憩の家を拠点に高齢者同士が日常的に集い、生きがいと学習、交流事業等の推進を図ります。

4 社会福祉協議会との連携・強化

社会福祉協議会は、地域住民の福祉活動への参加を推進する機能を担っています。

社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連携し、高齢者の地域福祉活動への参加を推進します。

5 ボランティアセンターとの連携・強化

市民に対しボランティア活動への参加を促し、ボランティア同士の交流と情報交換、地域の福祉ニーズに対するボランティアの派遣を恵庭市社会福祉協議会のボランティアセンターは担っています。ボランティアセンターと連携し、ボランティアの養成や地域の福祉ニーズへの対応を推進します。

6 介護支援ボランティアポイント事業の推進

高齢者が長年培ってきた知識と経験を地域活動に生かし、自らの生きがいや、ともに支えあう地域づくりを進めるため、介護支援ボランティアポイント事業を推進し、高齢者のボランティア活動への参加を促進します。

7 福祉バスの運行

高齢者等の社会参加活動を促進するため、福祉バスを運行します。

8 世代間交流の支援

通学合宿における老人クラブとの交流等、高齢者と地域住民や児童・生徒との世代間交流事業を支援します。

9 健康づくりスポーツ活動の推進

高齢者が気軽に参加できるようなスポーツの場と機会の提供を図り、高齢者の健康増進、体力づくりを促進します。また、スポーツを通じて高齢者と参加者相互の交流や社会参加、地域づくりを推進します。

【1】地域活動等への積極的参加の推進（続き）

10 文化伝承活動の推進

公民館、郷土資料館、図書館等地域の自主グループなどが高齢者と子どもたちの交流を図り、道具づくり、昔の遊び、郷土芸能など高齢者が先人たちから受け継ぎ、守ってきた文化を伝承する活動や本の読み聞かせ等、生きがいを見出しながら社会参加のできる事業を推進します。

11 農村地区高齢者等の活動支援

農村地区に住む高齢者等がこれまでの農業経験や技術を活かし、農産物直売所への生産物の供給、特産品化に向けた新規・振興作物の試作、市民農園の開設による利用者への栽培指導等、生きがいを持って地域活動に参加できる環境づくりを支援します。

また、グリーンツーリズム活動を推進する中で、高齢者の持つ農業の知識や経験を活かしながら都市住民とのふれあいを進めるなど、高齢者の役割を明確にした活動の充実を図ります。

12 公共施設等の積極的利用の推進

高齢者が身近なところで地域活動に参加できるよう、各公共施設等の有効利用を図ります。

【2】生涯学習の推進

1 生涯学習の推進

高齢社会にふさわしい学習機会の確保と、高齢者が生きがいを見つけ、地域活動に参加し健康で有意義な生活をおくるため、長寿大学等の学習活動、高齢者個々の趣味と関心に応じた各種講座の充実を図ります。また、高齢者の学習ニーズに応えるため、大学等、高校教育機関の公開講座との連携や道民カレッジ等、他機関講座の情報提供に努めます。

2 図書館の整備充実

高齢者の幅広い学習ニーズに応えるため、読書活動を支援する図書・資料の収集、高齢者等有料宅配サービスなど、高齢者の読書機会の拡大に努めます。

【3】就業対策の充実

1 就業に関する情報提供等の充実

高齢期における就業意欲に応えるため、ハローワーク等と連携し求人情報等の把握と提供、相談体制の充実を図ります。

2 就業機会の促進

高齢者の経験や技術等、高齢者の活躍の場をつくり高齢者の安定的就業機会の確保に努めます。

【4】シルバー人材センター等の活動の充実

1 シルバー人材センター等の活動の充実

高齢者がこれまで培ってきた技術の活用等、高齢者の生きがいづくりとしての場を提供するシルバー人材センターの果たす役割には大きなものがあります。シルバー人材センターの活動を、高齢者をはじめとした市民に周知し、会員の加入拡大や組織体制の充実を図り、地域に密着した活動ができるよう支援します。

【目標値】

- 介護支援ボランティアポイント事業におけるボランティア受入施設や受入事業の拡充。

重点施策

2. 生きがいづくり活動の推進

【1】高齢化に対する意識啓発活動の推進

1 超高齢社会についての広報啓発活動の推進

超高齢社会における課題等を高齢者のみならず、市民一人ひとりが認識し、それぞれの役割の理解や地域福祉の定着を図るため、市広報誌をはじめとした関係機関の広報啓発活動の充実を図ります。また、マスコミなどの活用やホームページ等、情報媒体の利用を図ります。

2 敬老祝品贈呈事業の推進

長寿を祝い、多年にわたり社会に貢献した労をねぎらい、市民の敬老思想の高揚を図ることを目的に敬老祝品贈呈事業を実施します。

3 ボランティア体験事業等福祉教育の推進

児童・生徒が子どものときから超高齢社会の問題を理解できるよう、恵庭市社会福祉協議会、学校関係者などと連携し、ボランティア体験事業の実施や福祉教育指定校の推進、老人クラブとの交流等、福祉教育の推進を図ります。

【目標値】

- 住民の社会参加を促進する仕組みの創設等、高齢者の積極的な介護予防への参加する仕組みの検討。

基本目標

Ⅳ 恵庭版地域包括ケアシステムの深化・推進

重点施策

1. 介護予防と健康・元気づくりの推進

新規

【1】一般介護予防事業の推進

この事業は、市町村の独自財源により行う事業や地域との連携、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

1 介護予防把握事業の推進

関係機関（主治医、民生委員、町内会、保健師等）からの情報を活用し、独居や閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握し、介護予防活動へつなぎます。

2 介護予防普及啓発事業の推進

介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発等を行います。

3 地域介護予防活動支援事業の推進

いきいき百歳体操サポーターを養成するなど、身近な地域において、住民主体による介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

4 一般介護予防事業評価事業の実施

恵庭市の実情を踏まえた介護予防の取り組みを推進するため、大学などの学術機関と連携し、事業評価を行います。得られた科学的根拠を活用し、一層の介護予防事業の展開に努めます。

【2】健康診査等事業の推進**1 健康診査の実施**

40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を内臓脂肪型肥満に着目した検査項目のほか、独自に検査項目を追加して実施し、必要に応じ生活習慣の改善につながる保健指導を行います。また、後期高齢者医療制度加入者を対象に、国民健康保険加入者に実施する特定健康診査と同様の健康診査を実施します。

2 脳ドック受診費用の助成

国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者への脳ドック受診費用の助成を行います。

3 がん検診事業の実施

がんの早期発見、治療を目的に検診機関と連携を図りながら35歳以上（子宮がん検診は20歳以上）の市民を対象に各種がん検診を実施します。また、検診の結果を踏まえ、精密検査等が必要となった人に対し早期に適切に受診ができるよう相談に応じ、不安の解消に努めます。

【2】健康診査等事業の推進（続き）**4 肝炎ウイルス検査の実施**

自覚症状がない肝炎ウイルス感染者の早期発見・治療を目的として、35歳以上の市民を対象に検査を実施します。

5 予防接種の実施

高齢者の感染症等の発症や重症化を予防するワクチン接種を実施します。

【目標値】

- いきいき百歳体操サポーター養成講座の受講者の増加。
- 住民主体の通いの場の拡充。

重点施策

2. 地域生活を支える環境整備の推進

【1】地域生活を支える環境整備の推進**1 高齢者向け住宅の推進**

要介護状態になっても施設に入所せずに、安心して住み続けることができるよう、緊急時の見守りや健康相談体制の充実した支援付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホーム等の供給を促進するよう国や道の制度の周知及び情報提供などの取り組みを推進します。

2 防災・防火対策の充実

日頃から災害に備え市民が安全・安心に暮らせるよう、市及び防災関係機関、地域が一体となった総合的な防災対策の充実を図ります。また、火災を未然に防ぐため、市民が常に防火に対し関心を持つよう防火意識の高揚を図り、高齢者を火災から守るための対策を充実します。

3 応急手当の普及推進

地域住民による適切な応急手当が実施されることが救命率の向上に極めて効果的であり、関係団体等と連携の強化を図りつつ高齢者等を含めた地域住民に対する応急手当の普及啓発活動を推進します。

4 防犯活動の推進

高齢者が安全で安心して地域社会で暮らせるよう関係機関と連携し、防犯意識の高揚と高齢者が犯罪にあわないよう防犯活動を推進します。

5 悪質商法等による消費者被害の防止

高齢者の消費生活の安定と保護を図るため、情報提供や啓発活動を充実します。

6 交通安全対策の推進

高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故から守るための施策の充実を図ります。

7 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者等をはじめ、すべての市民が安全でかつ安心して暮らすことができるよう、市民、事業者、関係機関団体等や市がともに連携し、福祉のまちづくりの推進を図ります。

8 施設のバリアフリー化の推進

高齢者や障がい者等にとってやさしいまちづくりを推進するため、公共公益施設（建物及び都市施設）のバリアフリー化の推進を図ります。

9 道路、歩道等の整備推進

高齢者等が自由に外出し社会参加できるよう、歩道の拡幅、段差の解消など安全性、利便性、快適性に配慮した道路、歩道等の整備を図ります。

10 公園、緑地の整備推進

超高齢社会の到来を見据え、地域交流などのコミュニティ形成、レクリエーション、安らぎの場として機能する施設づくりを推進します。また、自然環境を保全し、人々の心の癒しとゆとりを与えられる空間づくりを目指します。

11 交通環境の利便性推進

閉じこもりがちな高齢者等、移動に制約のある方々の積極的な社会参加を支援するために、コミュニティバス（エコバス）やコミュニティタクシーの運行等、利用しやすい交通環境づくりを推進します。

【1】地域生活を支える環境整備の推進（続き）

1.2 水と緑と花のある地域環境整備の推進

「水と緑のやすらぎプラン」及び「花のまちづくりプラン」に基づき、水・緑・花が一体となった、美しいやすらぎのある地域環境の整備促進を図ります。

1.3 騒音、公害防止対策の推進

公害を未然に防止し発生源対策を強化し、市民の健康保持と良好な生活環境の保全を図ります。

【2】生活支援サービスの充実

恵庭市では、介護保険の要介護者や要支援者、日常生活に支障のある高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉事業の充実に努めます。

1 養護老人ホーム入所措置の実施

心身機能の減退のために日常生活に支障があり、家庭の事情などにより居宅での生活が困難な高齢者に対し、近隣市町村の養護老人ホームと連携し、円滑に入所措置を行います。

2 外出支援サービス事業の推進

外出支援サービスは、リフト付車両により利用者の居宅と市内の医療機関等を送迎するサービスです。車椅子などを使用している高齢者等の交通手段の確保であり、社会参加と生活自立を支えています。日常的に車椅子を使用している高齢者等や歩行困難な人についても対象としており、今後も事業の啓発を行い充実に努めます。

3 除雪サービス事業の推進

冬期間の高齢者世帯の生活路の確保と安全性、利便性の向上を目的とし、ご自身で除雪することが困難な高齢者世帯または身体障がい者世帯等に対し、自宅玄関から公道までの概ね1メートル幅を除雪し生活路を確保するサービスです。高齢化の進展に伴い、除雪サービスの啓発を行い充実に努めます。

4 緊急通報サービス事業の拡大・推進

病弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害時などの緊急時対応として、緊急通報システムを設置し、安全な居宅生活の確保を行う事業です。今後、対象者拡大の検討及びサービス内容の充実に図り、地域の社会資源と連携した高齢者を地域で支える体制づくりを推進します。

5 在宅支援住宅改修費助成事業の推進

要支援・要介護認定に該当しない、または日常生活に何らかの支障がある高齢者が、要介護状態等にならないように居宅での安全な生活を支えるため、必要な住宅改修工事費用の一部を助成します。

6 訪問理美容サービス事業の推進

身体の衰えや、障がい及び傷病等により寝たきりの高齢者、要介護3以上の日常的に車椅子を使用している高齢者等で、理美容院に出向くことが困難な人に対して訪問理美容を行う事業です。高齢者等の清潔の保持と快適な居宅生活の維持につながることから、関係機関と連携し、サービスの周知と利用の促進を図ります。

【2】生活支援サービスの充実（続き）

7 寝具丸洗い・乾燥・消毒サービスの推進

寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対し、寝具の洗濯、乾燥、消毒を行い、清潔の保持と快適な居宅生活の援助を図るサービスです。関係機関と連携し、サービスの周知と利用の促進を図ります。

8 配食サービスの充実

傷病等の理由により、食事の調理が困難な人に定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。高齢者のニーズに対応するために、様々な主体による配食サービスの充実に努めます。

9 安否確認・見守り体制の強化

複数の事業者・団体等との提携による見守り体制を充実させることで、ひとり暮らしの高齢者等、生活に不安を抱える世帯を地域全体で見守る安全体制の構築に努めます。

10 救急医療情報キット事業の推進

ひとり暮らし高齢者の方の安心・安全を確保することを目的に、かかりつけの病院や服薬内容などの情報を専用の容器などで冷蔵庫等に保管しておくことで、救急時に適切な対応（救急搬送等）に活かすことができることから、救急医療情報キット事業の推進を図ります。

【目標値】

- 利用実態に即した地域福祉事業の検討。

基本目標

V 認知症施策の推進

重点施策

1. 認知症支援策の充実

新規

【1】認知症に関する理解の普及、及び相談体制の充実**1 認知症施策の推進**

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを確立し、早期からの適切な対応が図れる体制の構築を図ります。

2 認知症初期集中支援推進事業の実施

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

3 認知症地域支援・ケア向上事業の実施

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取り組みを推進することが重要です。このため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、推進員を中心とした地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

4 認知症サポーター養成事業の推進

認知症高齢者や若年性認知症の人を地域で見守り、支援する連携体制づくりを推進する認知症キャラバン・メイトと連携し、認知症高齢者や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成します。認知症に対する正しい理解の普及や認知症となっても安心して暮らせる地域の見守り機能を強化します。

5 認知症に関する広報活動の推進

認知症高齢者及び家族に対して保健福祉・介護サービスの情報提供や地域住民に認知症の理解を深める広報活動を行います。

【2】高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取り組みの推進

高齢者虐待防止ネットワーク会議

【役割】

高齢者虐待防止ネットワーク会議には、関係機関等の代表者レベルによる「全体会議」と実務担当者レベルによる「対応ケース会議」があります。

① 全体会議

高齢者虐待防止、早期発見、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護、支援体制の整備について関係機関の代表者が集まり検討していきます。

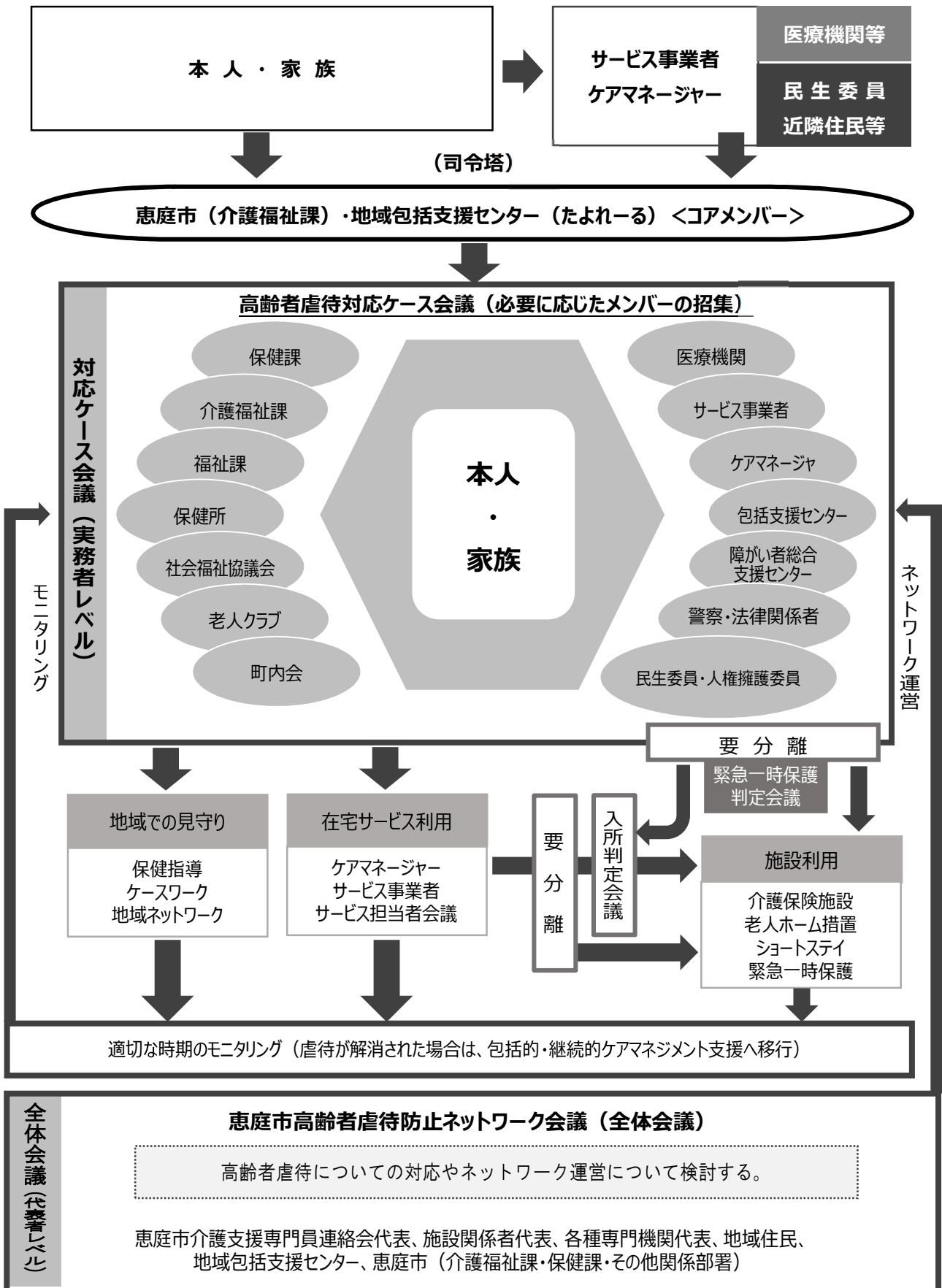
② 対応ケース会議

個別事例についての情報交換、支援方策等について必要な関係機関の実務担当者が集まり検討していきます。虐待事例の場合は、緊急な対応が求められることもあることから、必要に応じて随時開催します。

＜全体会議＞ 構成機関

- ・千歳警察署・恵庭交番 ・札幌弁護士会 ・恵庭市医師会・ 石狩振興局保健環境部社会福祉課
- ・石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（保健所） ・恵庭市消防本部
- ・札幌人権擁護委員協議会 ・恵庭市老人クラブ連合会 ・恵庭市町内会連合会
- ・恵庭市社会福祉協議会 ・恵庭市民生委員児童委員連絡協議会 ・特別養護老人ホーム恵望園
- ・特別養護老人ホーム恵庭ふくろうの園 ・介護老人保健施設恵み野ケアサポート
- ・介護老人保健施設アトライフ恵庭 ・恵庭消費者協会 ・恵庭市介護支援専門員連絡協議会
- ・恵庭市グループホームネットワークの会
- ・地域包括支援センター（たよれーる・ひがし、みなみ、きた、中島・恵み野）
- ・障がい者総合相談支援センター（eーふらっと）
- ・恵庭市（保健課・福祉課・障がい福祉課・介護福祉課）

● 恵庭市高齢者虐待防止ネットワークのイメージ



【2】高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取り組み

1 高齢者虐待に関する早期発見・早期解消の取り組み

高齢者の虐待に関する相談窓口として、地域包括支援センターの機能を周知し、連携して速やかな問題発見と対応が図られるように務めます。

2 高齢者虐待防止ネットワークの推進

高齢者が地域の中で尊厳を持って生活できる地域社会づくりを目指し、高齢者虐待への対応、支援、防止を図るため、本市では「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を2008（平成20）年10月に設立しました。

地域における高齢者虐待防止、対応への仕組みとして関係機関と連携し推進します。

3 身体拘束ゼロ運動の推進

施設サービス等は、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援していくサービスです。身体拘束の廃止は、高齢者にとってより良いケアのあり方を追及していくうえでの出発点であることから、「身体拘束ゼロ運動」を北海道や関係機関と連携し推進します。

【3】成年後見制度の普及・促進

1 成年後見制度の普及・啓発

認知症等により判断機能が不十分になっても地域で暮らせるよう、市民及び関係機関に対し制度の理解を促し支援体制を整備するため、2009（平成21）年3月に「成年後見ネットワーク」を発足しました。また2016（平成28）年4月には恵庭市成年後見支援センターを設置しました。

今後、成年後見制度普及のため作成した「成年後見ネットワークガイドブック」を研修会等、様々な機会をとらえ活用していきます。

2 成年後見制度利用支援事業の推進

認知症等による判断能力の低下により、成年後見制度の利用が必要な人が利用することができるよう、地域支援事業の任意事業として実施します。

認知症高齢者の財産管理などについて、後見人付与の申し立てを行う親族に対し、必要に応じ成年後見制度の利用を勧奨します。

3 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者等意思決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービス利用の援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活サービスを提供するものです。

本事業が円滑に実施されるよう、恵庭市社会福祉協議会や民生児童委員、さらに各相談機関との連携を図るとともに、制度の周知を図ります。

4 成年後見制度利用促進基本計画の策定

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等を目的とした成年後見制度利用促進計画を策定することで、成年後見制度の利用の促進に向けて総合的・計画的な取り組みを推進していきます。

【4】認知症高齢者に対する地域ケアの推進

1 徘徊認知症高齢者の事故防止対策の推進

徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族に対して、認知症高齢者が徘徊した場合にその居場所を発見できる位置検索システム端末機を貸与します。

2 認知症グループホームネットワークの会との連携

認知症地域支援推進員を中心に市内の認知症グループホームが連携する「恵庭市グループホームネットワークの会」と連携し、認知症高齢者に対する理解や地域で支える取り組みを推進します。

3 小規模多機能型居宅介護ネットワークの会との連携

認知症地域支援推進員を中心に、市内の小規模多機能型居宅介護事業所が連携する「恵庭市小規模多機能型居宅介護ネットワークの会」と連携し、中重度の要介護者、認知症高齢者を居宅サービスとして地域で支える取り組みを推進します。

4 障がい老人と共に歩む会との連携

認知症地域支援推進員を中心に、認知症高齢者を抱えている家族、認知症について関心のある人で構成する「恵庭市障がい老人と共に歩む会」が取り組んでいる託老事業、電話事業、研修事業等に対して支援し、同じ悩みを持つ仲間どうしの交流の促進を図り、住民参加による家族を支える体制として支援します。

5 恵庭市SOSネットワークの推進

高齢化が急速に進むなか認知症高齢者は確実に増加しており、全国的にも認知症高齢者の徘徊等による行方不明者（以下「未帰宅者」という。）も増加しております。


未帰宅者が発生した場合、警察や地域、行政が連携して早期発見・保護するための体制として「恵庭市SOSネットワーク」が2009（平成21）年7月に発足し、防災無線を使って市内全域に呼びかける内容を、SOSネットワーク関係機関に「FAX」を利用した情報提供を行い早期発見につなげる活動をしてきました。

2011（平成23）年8月からは、未帰宅者となる可能性のある方の名前や特徴などの情報をあらかじめ登録しておく仕組み「事前登録制」と、恵庭市のホームページを活用し、未帰宅者発生時に登録のアドレスに情報発信する「メール配信サービス」を追加しました。

地域全体で取り組み、全ての住民が認知症についての理解を深め、認知症の人とその家族を支えるための地域づくりとして機能の充実を推進します。

【目標値】

- 認知症サポーター養成講座受講者数の増加。
- 認知症ケアパスによる市民への普及啓発。
- 恵庭市SOSネットワーク構成機関の拡充。
- 恵庭市虐待防止マニュアルの改訂。
- 成年後見制度利用促進基本計画の策定。
- 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員との連携体制の構築。



第5章 介護予防・日常生活支援
総合事業の充実に向けて



第5章 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて

1 総合事業の趣旨

恵庭市では2017（平成29）年より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。総合事業は要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、多様な主体によるサービスを総合的に提供可能な仕組みとして介護保険法の中に位置づけられたものです。

2 総合事業の充実に向けて

1 総合事業の現状

人口減少とサービス需要増加の2つの課題を抱えるなかで、総合事業の充実により介護予防強化と生活支援充実を図りながら、地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。現在、恵庭市の総合事業では従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を移行しているほか、保健課の訪問型短期集中予防事業と通所型短期集中予防事業を総合事業として実施しています。

2 総合事業の充実に向けて

総合事業の多様な主体によるサービスの確保については、生活支援コーディネーターや協議体を通じた取り組みにより把握された地域のニーズや資源を踏まえて、具体的に定めることが重要とされています

また地域のニーズ等を十分に把握しないままに創出されたサービスは、地域の実情に沿わないものになってしまう恐れがあることから、恵庭市は生活支援コーディネーターや協議体、関係団体と連携を持ち、地域における課題や資源を把握しながら、多様な主体による生活支援・介護予防サービスを検討していきます。第7期事業計画期間中にあたっては以下のとおり検討していく予定ですが、生活支援コーディネーターや協議体、関係団体と協議を行い、地域のニーズが認められる場合には、随時その他の多様なサービスを検討していくこととします。

類型		提供主体	2018	第7期事業計画
訪問	訪問介護相当サービス	介護事業所指定	○	○
	訪問型短期集中予防サービス	市直営	○	○
通所	通所介護相当サービス	介護事業所指定	○	○
	通所型サービスA（仮称）	介護事業所指定	検討	関係法人と協議
	通所型短期集中予防サービス	市直営	○	○（委託）
ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	地域包括支援センター	○	○

3 総合事業の見込み

総合事業のサービス量は以下とおりに見込んでいます。

① 訪問介護相当サービス・訪問型短期集中予防サービス

訪問介護相当サービスは、要支援者及び事業対象者が自力では困難な行為に家族等からの支援が受けられない場合、訪問介護員が行うサービスです。（従前の介護予防訪問介護に相当します。）

訪問型短期集中予防サービスは特に低栄養や口腔機能の低下があり、通所による事業への参加が困難で、訪問による介護予防の取り組みが必要と認められる者を対象に、保健・医療専門職がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施する短期集中予防サービスです。

区分/人数	第6期計画(実績)			第7期計画(推計)		
	2015	2016	2017	2018	2019	2020
訪問介護相当サービス			1,355	1,591	1,828	2,064
訪問型短期集中予防サービス			2	4	4	4

※人数は年間の延べ人数を想定しています。※2017は見込み数、2018以降は事業対象者数の伸び率を乗じたもの

② 通所介護相当サービス・通所型サービスA（仮称）・通所型短期集中予防サービス

通所介護相当サービスは、通所介護施設での食事提供等の基本サービスや要支援者及び事業対象者の目標にあわせた選択的サービスを行います。（従前の介護予防通所介護に相当します。）

通所型サービスA（仮称）は通所介護相当サービスの人員や設備等の基準を緩和したサービスです。

通所型短期集中予防サービスは体力や口腔機能の低下、または個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が、居宅や地域での生活環境を踏まえた適切な評価を実施した上で、おおよそ週1回3ヵ月間、通所により上記のような状態の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施するサービスです。

区分/人数	第6期計画(実績)			第7期計画(推計)		
	2015	2016	2017	2018	2019	2020
通所介護相当サービス			3,034	3,563	4,093	4,622
通所型サービスA（仮称）				36	36	36
通所型短期集中予防サービス			16	26	26	26

※人数は年間の延べ人数を想定しています。※2017は見込み数、2018以降は事業対象者数の伸び率を乗じたもの



第6章 介護保険サービスの実績
と見込み



第6章 介護保険サービスの実績と見込み

1 居宅サービス

1 居宅サービス【居宅】

①訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護は、訪問介護員が要介護者の居宅を訪問して、身体介護や生活援助等の日常生活上の支援を行うサービスです。介護予防訪問介護は、要支援者が自力では困難な行為に家族等からの支援が受けられない場合、訪問介護員が行うサービスです。

※介護予防訪問介護については、2017（平成29）年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025
介護	人数	247	234	234	264	249	243	295	317	337	387
	回数	36,430	36,712	40,726	54,874	57,932	55,720	67,578	72,648	78,216	138,415
介護予防	人数	173	180	196	208	217	187				
計	人数	420	414	430	472	466	430	295	317	337	387
	回数	36,430	36,712	40,726	54,874	57,932	55,720	67,578	72,648	78,216	138,415

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。また、計の回数は介護サービスの数となります。※2017は見込み数

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、要介護者の居宅を訪問して、入浴の介護を行うことで身体の清潔の保持、心身機能の維持を図るサービスです。介護予防訪問入浴介護は、要支援者が疾病その他のやむを得ない理由により入浴の介護が必要な場合に、訪問による入浴介護を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025
介護	人数	16	18	22	26	24	21	23	23	23	47
	回数	755	891	1,273	1,486	1,450	1,154	1,297	1,297	1,297	3,672
介護予防	人数	0	0	0	1	1	0	1	1	1	2
	回数	0	0	0	17	61	0	44	44	44	163
計	人数	16	18	22	27	27	21	24	24	24	
	回数	755	891	1,273	1,503	1,511	1,154	1,341	1,341	1,341	

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。※2017は見込み数

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、看護師等が要介護者の居宅を訪問して、療養上の世話、必要な診療の補助を行うサービスです。介護予防訪問看護は、介護予防を目的に看護師等が要支援者の居宅療養上の世話、必要な診療の補助を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計 2025
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	88	86	84	94	132	157	192	223	262	307
	回数	6,866	6,234	6,255	7,174	11,388	13,347	15,685	17,887	20,484	23,042
介護予防	人数	33	28	20	22	28	40	49	59	69	120
	回数	2,053	2,024	1,477	1,787	2,296	3,957	4,234	5,026	5,860	11,776
計	人数	121	114	104	116	160	197	241	282	331	427
	回数	8,919	8,258	7,732	8,961	13,684	17,304	19,919	22,913	26,344	34,818

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。※2017は見込み数

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士等が要介護者の居宅を訪問して、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

介護予防訪問リハビリテーションは、介護予防を目的に理学療法士等が要支援者の居宅を訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計 2025
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	29	33	37	35	32	39	48	55	64	79
	回数	3,184	3,559	4,525	4,257	4,406	5,658	6,996	7,918	9,120	11,246
介護予防	人数	4	5	8	8	9	12	16	21	25	33
	回数	684	662	799	903	1,044	1,262	1,622	2,033	2,438	3,194
計	人数	33	38	45	43	41	51	64	76	89	112
	回数	3,868	4,221	5,324	5,160	5,450	6,920	8,618	9,951	11,558	14,440

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。※2017は見込み数

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師等が要介護者の居宅を訪問して、療養上の管理、指導を行うサービスです。介護予防居宅療養管理指導は、介護予防を目的に医師等が要支援者の居宅を訪問して、療養上の管理、指導を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	57	49	53	93	121	142	188	216	251	2025
介護予防	人数	2	3	3	5	9	16	21	25	29	307
計	人数	59	52	56	98	130	158	209	241	280	73
											380

※人数は「月平均」の数となります。※2017 は見込み数

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等に要介護者が通い、入浴の介護、食事の提供、生活等についての相談・助言、日常生活の世話をを行うサービスです。介護予防通所介護は、通所介護施設での食事提供等の基本サービスや要支援者の目標にあわせた選択的サービスを行います。

※介護予防通所介護については、2017（平成29）年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。

※2016（平成28）年度より定員18名以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所へと移行しています

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	323	341	372	438	279	286	318	374	437	2025
	回数	32,770	35,082	38,532	47,549	28,570	28,700	32,592	38,322	44,800	473
介護予防	人数	280	335	395	440	471	408				79,205
計	人数	603	676	767	878	750	694	318	374	437	473
	回数	32,770	35,082	38,532	47,549	28,570	28,700	32,592	38,322	44,800	79,205

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。また、計の回数は介護サービスの数となります。※2017 は見込み数

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、老人保健施設等に要介護者が通い、心身の機能回復等を図るため、必要なりハビリテーションを行うサービスです。介護予防通所リハビリテーションは、心身の機能等のリハビリテーションのほか、要支援者の目標にあわせた選択的なサービスを行います。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	153	157	150	159	143	138	170	204	239	180
	回数	14,816	15,386	14,650	15,039	13,614	13,368	15,875	19,127	22,952	20,256
介護予防	人数	62	54	55	57	56	66	85	103	127	164
計	人数	215	211	205	216	199	204	255	307	366	344
	回数	14,816	15,386	14,650	15,039	13,614	13,368	15,875	19,127	22,952	20,256

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。また、計の回数は介護サービスの数となります。※2017は見込み数

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に要介護者が短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の世話をを行うサービスです。介護予防短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に要支援者が短期間入所し、介護予防を目的とした日常生活上の世話をを行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	回数	6,583	6,401	6,878	7,897	6,775	5,883	6,862	7,448	8,072	17,968
介護予防	回数	559	682	539	489	356	299	479	479	616	924
計	回数	7,142	7,083	7,417	8,386	7,131	6,182	7,371	7,927	8,688	18,892

※回数は「年間」の数となります。※2017は見込み数

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、老人保健施設等に要介護者が短期間入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を行うサービスです。介護予防短期入所療養介護は、老人保健施設等に要支援者が短期間入所し、介護予防を目的とした看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	回数	2,177	2,258	2,424	2,970	3,046	2,630	3,340	3,361	3,416	6,012
介護予防	回数	83	54	63	112	99	33	74	74	74	90
計	回数	2,260	2,312	2,487	3,082	3,145	2,663	3,414	3,435	3,490	6,102

※回数は「年間」の数となります。※2017は見込み数

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具は、要介護者に日常生活上の便宜や機能訓練のための福祉用具を貸出するサービスです。介護予防福祉用具貸与は、福祉用具のうち、介護予防に資するものについて要支援者に貸出するサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	296	322	353	401	447	465	568	633	689	725
介護予防	人数	191	201	239	277	309	325	375	423	471	742
計	人数	487	523	592	678	756	790	943	1,056	1,160	1,467

※人数は「月平均」の数となります。※2017 は見込み数

⑪特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

特定福祉用具販売は、要介護者の入浴や排泄に使用する福祉用具を販売するサービスです。

特定介護予防福祉用具販売は、介護予防に資する入浴や排泄に使用する福祉用具を要支援者に販売するサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	110	115	97	116	125	104	120	180	240	240
介護予防	人数	92	95	75	113	96	81	120	120	120	120
計	人数	202	210	122	229	221	185	240	300	360	360

※人数は「年間」の数となります。※2017 は見込み数

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修は、要介護者が手摺りや段差解消等の改修を行ったとき、介護保険から改修費が支給されます。介護予防住宅改修は、要支援者が介護予防に資する手摺りや段差解消等の改修を行ったとき、介護保険から改修費が支給されます。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	92	109	104	140	134	129	144	168	180	252
介護予防	人数	138	151	161	165	154	105	168	168	168	168
計	人数	230	260	265	305	288	234	312	336	348	420

※人数は「年間」の数となります。※2017 は見込み数

⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者が居宅介護サービスを適切に利用できるよう、「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」を作成し、事業者等との調整を行うサービスです。介護予防支援は、要支援者が適切に介護予防サービスを利用できるよう、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成し、事業者等との調整を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	611	631	664	749	762	785	821	833	896	1,086
介護予防	人数	541	589	668	734	781	755	922	1,017	1,086	1,276
計	人数	1,152	1,220	1,332	1,483	1,543	1,540	1,743	1,850	1,982	2,362

※人数は「月平均」の数となります。※2017 は見込み数

2 特定施設入居者生活介護【居住系】

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等が要支援者・要介護者に、「特定施設サービス計画（ケアプラン）」に基づき、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	45	51	59	61	83	96	130	205	205	198
介護予防	人数	19	16	11	12	24	33	43	68	68	114
計	人数	64	67	70	73	107	129	173	273	273	312

※人数は「月平均」の数となります。※2017 は見込み数

基盤	第5期計画	第6期計画	第7期計画
市内施設	介護付有料老人ホーム ラ・デュース恵み野(100床)	介護付有料老人ホーム ラ・デュース恵み野(100床) 介護付有料老人ホーム ラ・デュース中島(73床)	介護付有料老人ホーム ラ・デュース恵み野(100床) 介護付有料老人ホーム ラ・デュース中島(73床) ※既存施設又は新設施設 の特定化

2 施設サービス

1 介護老人福祉施設【施設】

介護老人福祉施設は、要介護者に対し入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の世話・機能訓練・健康・管理等、療養上の世話を行う施設です。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	107	103	104	101	110	117	117	117	117	234
計	人数	107	103	104	101	110	117	117	117	117	234

※人数は「月平均」の数となります。※2017 は見込み数

基盤	第5期計画	第6期計画	第7期計画
市内施設	恵望園 71床	恵望園 71床	恵望園 71床
	恵庭ふくろうの園 50床	恵庭ふくろうの園 50床	恵庭ふくろうの園 50床

2 介護老人保健施設【施設】

介護老人保健施設は、要介護者に対し看護・医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療・日常生活上の世話を行う施設です。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	169	187	198	195	191	196	200	200	200	343
計	人数	169	187	198	195	191	196	200	200	200	343

※人数は「月平均」の数となります。※2017 は見込み数

基盤	第5期計画	第6期計画	第7期計画
市内施設	恵み野ケアサポート 100床	恵み野ケアサポート 100床	恵み野ケアサポート 100床
	アートルाइフ恵庭 100床	アートルाइフ恵庭 100床	アートルाइフ恵庭 100床

3 介護療養型医療施設【施設】

介護療養型医療施設は、要介護者に対し療養中の管理・看護・医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	50	54	49	47	49	47	47	47	47	
計	人数	50	54	49	47	49	47	47	47	47	

※人数は「月平均」の数となります。※2017 は見込み数

基盤	第5期計画	第6期計画	第7期計画
市内施設	島松病院 60床	島松病院 60床	島松病院 60床

3 地域密着型サービス

1 小規模多機能型居宅介護【居宅】

小規模多機能型居宅介護は、通所や訪問または短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	27	27	32	35	38	36	41	47	51	51
介護予防	人数	11	10	11	9	8	8	8	10	12	12
計	人数	38	37	43	44	46	44	49	57	63	63

※人数は「月平均」の数となります。※2017は見込み数

基盤	第5期計画		第6期計画		第7期計画	
市内施設	のりこハウス	25人	のりこハウス	29人	のりこハウス	29人
	島松ふくろうの園	25人	島松ふくろうの園	25人	島松ふくろうの園	25人

※人数は「登録定員」の数となります。

2 認知症対応型通所介護【居宅】

認知症対応型通所介護は、認知症である高齢者が特別養護老人ホームやデイサービスセンター等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	—	—	—	—	—	—	12	17	22	22
	回数	—	—	—	—	—	—	2,832	4,056	5,280	5,280
介護予防	人数	—	—	—	—	—	—	3	3	3	3
	回数	—	—	—	—	—	—	468	468	468	468
計	人数	—	—	—	—	—	—	15	20	25	25
	回数	—	—	—	—	—	—	3,300	4,524	5,748	5,748

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。

3 認知症対応型共同生活介護【居住系】

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住宅で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行うサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	130	126	128	126	129	146	151	187	187	289
介護予防	人数	1	0	1	2	1	0	2	2	2	0
計	人数	131	126	129	128	130	146	153	189	189	289

※人数は「月平均」の数となります。※2017 は見込み数

基盤	第5期計画	第6期計画	第7期計画
市内施設	GHすずらんの家 9人	GHすずらんの家 9人	GHすずらんの家 9人
	GHだんらん 18人	GHだんらん 18人	GHだんらん 18人
	GHすまいる 18人	GHすまいる 18人	GHすまいる 18人
	GH恵風 9人	GH恵風 9人	GH恵風 9人
	GH花いちもんめ 9人	GH花いちもんめ 9人	GH花いちもんめ 9人
	GHだんらんこがね 9人	GHだんらんこがね 9人	GHだんらんこがね 9人
	ニチケアセンター恵庭 18人	ニチケアセンター恵庭 18人	ニチケアセンター恵庭 18人
	GHこもれびの家 18人	GHこもれびの家 18人	GHこもれびの家 18人
	GH北のくにかから 18人	GH北のくにかから 18人	GH北のくにかから 18人
	GHのりこハウス 9人	GHのりこハウス 9人	GHのりこハウス 9人
		GHめぐみの 18人	GHめぐみの 18人
			※H31 新規 2カ所 2ユニット×2カ所

※GHとは「グループホーム」の略称となります。

4 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護はデイサービスセンター等に要介護者が通い、入浴の介護、食事の提供、生活等についての相談・助言、日常生活の世話を行うサービスです。

※2016（平成28）年度より定員18名以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所へと移行しています

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	-	-	-	-	214	238	268	284	322	405
	回数	-	-	-	-	22,639	26,713	29,878	36,823	54,797	68,510
計	人数	-	-	-	-	214	238	268	284	322	405
	回数	-	-	-	-	22,639	26,713	29,878	36,823	54,797	68,510

※人数は「月平均」、回数は「年間」の数となります。また、計の回数は介護サービスの数となります。※2017 は見込み数

5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【施設】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入浴・排泄・食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話・機能訓練・健康管理と療養上の世話を行うサービスです。

※地域密着型介護老人福祉施設とは、小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	85	83	82	85	84	86	87	87	116	179
計	人数	85	83	82	85	84	86	87	87	116	179

※人数は「月平均」の数となります。※2017は見込み数

基盤	第5期計画	第6期計画	第7期計画
市内施設	島松ふくろうの園 29床	島松ふくろうの園 29床	島松ふくろうの園 29床
	ふる里えにわ 29床	ふる里えにわ 29床	ふる里えにわ 29床
	恵望園はなえにわ 29床	恵望園はなえにわ 29床	恵望園はなえにわ 29床
			新規 1ヶ所 29床

6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【居宅】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、在宅で介護を受けている方に対して、日中・夜間を通じて、一つの事業所から定期的な巡回訪問介護・訪問看護サービスを行うことができ、訪問介護と訪問看護の密接な連携により、短時間の定期的な巡回と随時の対応ができるサービスです。

区分		第5期計画(実績)			第6期計画(実績)			第7期計画(推計)			将来推計
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
介護	人数	0	0	2	3	5	16	17	21	26	30
計	人数	0	0	2	3	5	16	17	21	26	30

※人数は「月平均」の数となります。※2017は見込み数

基盤	第5期計画	第6期計画	第7期計画
市内施設	24ヶアステーション ノテ恵庭		新規 1ヶ所

4 介護保険サービスの利用促進

居宅サービスは年々利用者が増加し、市内のサービス事業所数も増加していることから、より質の高いサービスが提供されるよう質の確保に努めます。また、利用者がサービスを自由に選択でき、サービス利用が円滑に図られるよう努めます。

施設サービスについては、利用の必要性の高い人が利用できるよう、介護保険施設との連携を強化します。特に、地域密着型サービスは、身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、地理的条件等を踏まえつつ、圏域毎のバランスを考慮し基盤整備を図ります。



第7章 介護保険の費用の推計と
保険料



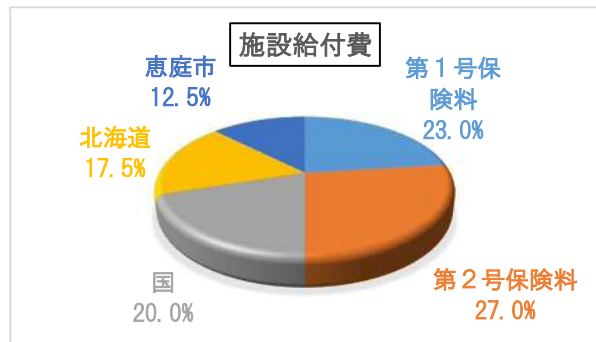
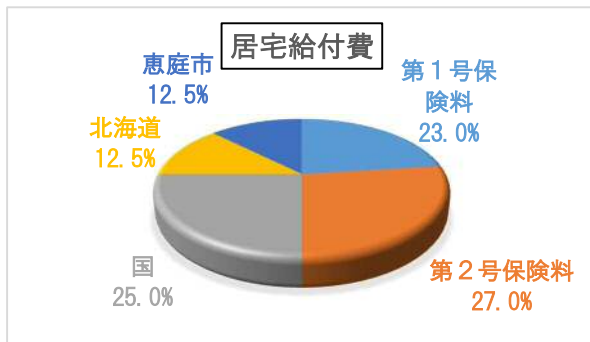
第7章 介護保険の費用の推計と保険料

1 保険給付費の見込み

1 保険給付費の財源構成

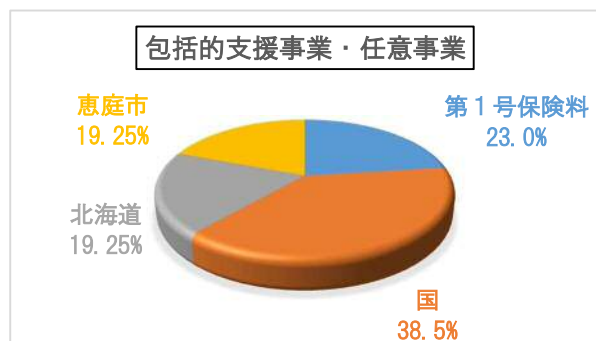
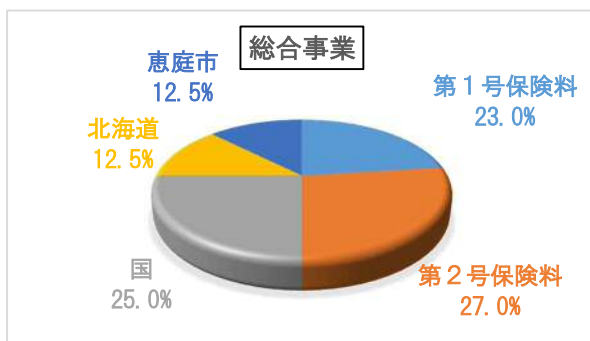
介護サービスを利用する場合、費用の1割～3割（所得や資産等の状況によります。）が自己負担となり、残りは介護保険から給付されます。介護給付費は、その財源の半分が保険料（65歳以上＝第1号被保険者23%、40歳～64歳＝第2号被保険者27%）であり、残りの半分を国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）の負担（公費）で賄います。

第1号被保険者が負担する介護保険料月額基準額は、介護サービスの利用量に応じて決まります。今後、高齢者の増加に伴う要支援・要介護認定者数の増加や、介護保険施設等の整備等により介護給付費を含めた総事業費は年々増加していくことが予想されます。



2 地域支援事業の財源構成

地域支援事業は、総合事業と包括的支援事業及び任意事業から構成され、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制等を一体的に推進するものとされています。その財源構成は、総合事業は半分が国（25%）、北海道（12.5%）、市（12.5%）の負担、残りの半分を保険料（65歳以上＝第1号被保険者23%、40歳～64歳＝第2号被保険者27%）で賄います。包括的支援事業と任意事業については、第1号被保険者の負担割合は変わりませんが、第2号被保険者の負担がなく、国（38.5%）、北海道（19.25%）、市（19.25%）の公費の占める割合が高くなっています。



3 第6期保険給付費等の実績と見込み

第6期介護保険事業運営期間における保険給付費の実績と見込みは次のとおりです。

2015（平成27）年度 から2017（平成29）年度までの第6期介護保険事業運営期間における介護保険事業に係る介護保険費の合計は約110億円となる見込みです。

（千円）

第6期保険給付費等の実績と見込み	第6期			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	178,494	186,374	184,101	548,969
訪問入浴介護	16,970	16,745	13,077	46,792
訪問看護	47,965	70,166	85,413	203,543
訪問リハビリテーション	14,726	15,538	19,741	50,005
居宅療養管理指導	11,205	13,762	16,453	41,420
通所介護	449,732	338,681	323,479	1,111,892
通所リハビリテーション	160,384	142,906	141,758	445,048
短期入所生活介護	66,377	57,212	49,000	172,588
短期入所療養介護(老健)	32,354	32,042	27,725	92,122
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
福祉用具貸与	69,594	83,534	88,101	241,230
特定福祉用具購入費	6,588	5,849	4,900	17,338
住宅改修費	30,178	26,793	19,200	76,172
居宅介護支援	151,058	159,869	162,963	473,891
特定施設入居者生活介護	142,560	201,282	233,647	577,489
計	1,378,186	1,350,752	1,369,558	4,098,496
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,767	7,257	28,461	40,485
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	76,893	82,305	80,139	239,338
認知症対応型共同生活介護	375,394	376,081	429,327	1,180,803
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	231,568	228,180	235,655	695,403
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	129,289	175,651	304,940
計	688,623	823,112	949,234	2,460,969
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	298,180	320,789	347,499	966,467
介護老人保健施設	608,703	597,446	618,863	1,825,011
介護医療院				
介護療養型医療施設	198,749	211,630	200,924	611,303
計	1,105,631	1,129,864	1,167,286	3,402,781
保険給付費合計((1)+(2)+(3))	3,172,440	3,303,728	3,486,077	9,962,245
(4) 特定入所者介護サービス費等給付額	156,284	146,149	195,301	497,734
(5) 高額介護サービス費等給付額	73,739	83,660	123,941	281,340
(6) 高額医療合算介護サービス費等給付額	9,260	8,942	12,072	30,274
(7) 算定対象審査支払手数料	3,835	3,571	4,794	12,200
(8) 地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費	26,782	42,745	126,744	196,271
包括的支援事業・任意事業費	67,128	60,759	106,556	234,443
	93,910	103,504	233,300	430,714
介護保険費合計 ((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8))	3,509,468	3,649,554	4,055,485	11,214,507

3 第7期保険給付費等の見込み

第7期介護保険事業運営期間における保険給付費の見込みは次のとおりです。

2018年度から2020年度までの第7期介護保険事業運営期間における保険給付費は約129億円、地域支援事業費は約12億円となり、介護保険事業に係る介護保険費の合計は約150億円と見込んでいます。

(千円)

第7期保険給付費等の見込み	第7期			
	2018年度	2019年度	2020年度	合計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	194,923	209,446	225,951	630,320
訪問入浴介護	15,816	15,816	15,816	47,448
訪問看護	100,263	115,751	133,390	349,404
訪問リハビリテーション	25,079	28,936	33,607	87,622
居宅療養管理指導	28,386	32,723	37,981	99,090
通所介護	234,636	277,229	324,879	836,744
通所リハビリテーション	176,913	214,893	259,956	651,762
短期入所生活介護	58,786	63,483	69,254	191,523
短期入所療養介護(老健)	35,114	35,532	35,760	106,406
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
福祉用具貸与	116,860	132,207	145,629	394,696
特定福祉用具購入費	6,832	8,753	10,674	26,259
住宅改修費	30,011	31,735	32,871	94,617
居宅介護支援	189,318	198,287	213,327	600,932
特定施設入居者生活介護	320,848	505,816	505,816	1,332,480
計	1,533,785	1,870,607	2,044,911	5,449,303
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	30,389	37,575	45,640	113,604
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	32,706	45,918	59,129	137,753
小規模多機能型居宅介護	94,240	111,183	124,399	329,822
認知症対応型共同生活介護	449,984	556,043	556,043	1,562,070
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	242,788	242,788	324,627	810,203
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	215,147	271,176	405,726	892,049
計	1,065,254	1,264,683	1,515,564	3,845,501
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	348,741	348,741	348,741	1,046,223
介護老人保健施設	633,708	633,708	633,708	1,901,124
介護医療院				
介護療養型医療施設	199,749	199,749	199,749	599,247
計	1,182,198	1,182,198	1,182,198	3,546,594
保険給付費合計((1)+(2)+(3))	3,781,237	4,317,488	4,742,673	12,841,398
(4) 特定入所者介護サービス費等給付額	147,130	152,826	158,744	458,700
(5) 高額介護サービス費等給付額	112,084	116,424	120,932	349,440
(6) 高額医療合算介護サービス費等給付額	9,163	9,518	9,886	28,567
(7) 算定対象審査支払手数料	4,660	4,841	5,028	14,529
(8) 地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費	241,670	251,470	261,683	754,823
包括的支援事業・任意事業費	155,994	155,987	155,987	467,968
計	397,664	407,457	417,670	1,222,791
介護保険費合計 ((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8))	4,451,938	5,008,554	5,454,933	14,915,425

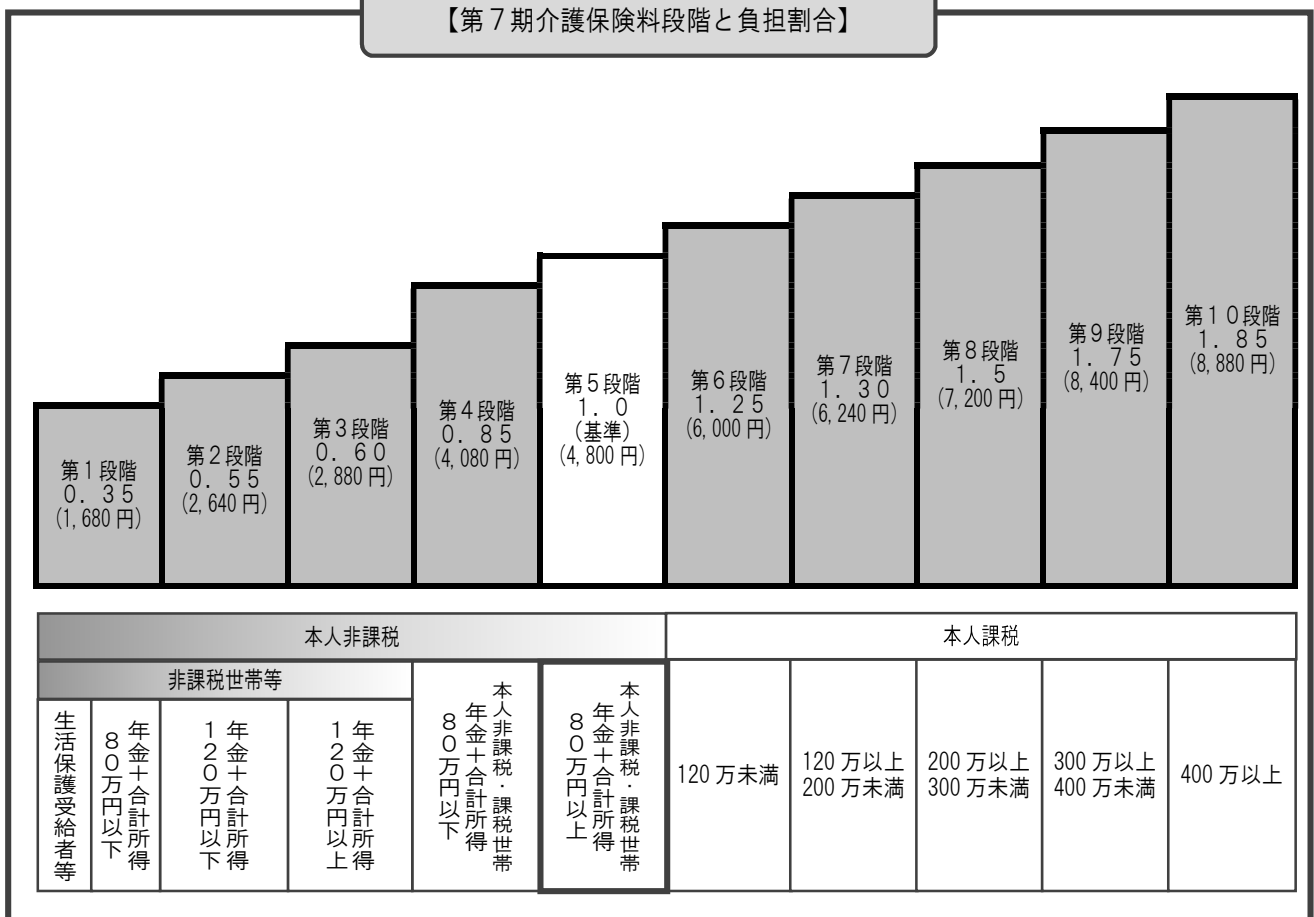
2 第1号被保険者の保険料設定

1 第7期事業計画における介護保険料段階及び保険料率について

保険料段階については、被保険者の所得水準に応じたきめ細やかな保険料段階を設定することとし、国が示した標準段階例や、恵庭市のこれまでの保険料段階及び保険料率の設定状況を鑑みた設定を行うこととしています。第7期事業計画における介護保険料段階については、第6期事業計画より引き続き、低所得者に配慮したきめ細やかな所得段階を踏襲し、市民の負担軽減に努めます。

なお2018年度からの介護報酬の改定や2019年に予定されている消費税増税の影響によって保険料段階等は変更になる場合がありますが、市民生活への影響を最低限にするよう、負担軽減に努めます。

【第7期介護保険料段階と負担割合】



2 第1号被保険者の保険料

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、保険料はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービス水準を反映した金額となります。

第7期事業計画の介護保険料の設定にあたっては、地域包括ケア「見える化」システムによる高齢者人口の推計や、今後利用が見込まれる介護保険サービス量の推計、また、総合事業に代表される地域支援事業を充実させていくこと等を勘案し決定されます。

その結果、第7期事業計画の介護保険料（第1号被保険者の保険料基準月額）は、5,260円となりますが、恵庭市介護保険準備基金を取り崩すなど介護保険料の抑制に努め、第6期事業計画と同額の4,800円（年額：57,600円）となります。

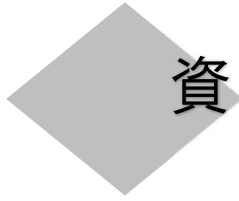
これは恵庭市民の方々が介護保険制度の趣旨を理解し、いきいき百歳体操のような介護予防や重度化防止の活動に努めたこと、また第6期事業計画に位置づけた各施策を着実に実行したことによって、第7期事業計画期間中の保険料負担の増大が過度にならないように抑制できた成果であると考えられます。

今後も第7期事業計画における施策を着実に推進することによって、介護保険財政の安定的な運営や持続可能な介護保険制度の構築を目指していきます。

	第6期		第7期		2025年度	
	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)	金額(円)	構成比(%)
総給付費	4,204	85.0%	4,521	86.0%	7,171	88.8%
在宅サービス	1,958	39.6%	1,968	37.4%	3,093	38.3%
居住系サービス	694	14.0%	1,019	19.4%	1,424	17.6%
施設サービス	1,552	31.4%	1,534	29.2%	2,655	32.9%
その他給付費	531	10.7%	303	5.8%	387	4.8%
地域支援事業費	211	4.3%	435	8.3%	517	6.4%
保険料収納必要額（月額）	4,946	100.0%	5,260	100.0%	8,075	100.0%
準備基金取崩額	146	3.0%	460	8.7%	0	0%
保険料基準額（月額）	4,800	97.0%	4,800	91.3%	8,075	100.0%

3 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、各市町村が毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、65歳以上の被保険者の保険料の剰余金を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で、予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。なお、この基金は、介護保険事業以外に使うことはできません。



資料編

1 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の設置

恵庭市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関する事。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関する事。
- (3) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めたる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会
- (3) 児童福祉専門部会
- (4) その他市長が必要と認める専門部会

2 専門部会の委員は、13名以内とする。

3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。

5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。

6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。

8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。

9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会委員名簿

任期：2017年6月7日～2019年5月26日

区分	氏名	団体名	備考
知識経験者	伊藤 新一郎	北星学園大学	
福祉・介護関係	西根 輝雄	恵庭市民生委員・児童委員連絡協議会	部会長
	中村 正人	恵庭市老人クラブ連合会	
	高畠 徹	介護老人保健施設 恵み野ケアサポート	
	海老 厚志	恵庭市介護支援専門員連絡協議会	
	米地 崇	社会福祉法人 恵望会	
医療・保健関係	島田 道朗	恵庭市医師会	副部会長
	村松 宏之	恵庭市歯科医師会	
	原田 泰子	恵庭訪問看護ステーション	
各種団体	関田 豊	恵庭市町内会連合会	

3 計画策定体制

(1) 社会福祉審議会の開催

・平成29年 5月29日 ・平成30年 3月23日

(2) 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会の開催

・平成29年 6月 7日 ・平成29年 8月10日 ・平成29年11月 8日
 ・平成29年12月20日 ・平成30年 2月14日

(3) 利用者等及び市民の意見反映

・在宅介護実態調査（平成28年11月～平成29年 3月）
 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成29年 5月10日～ 5月29日）
 ・介護サービス施設整備等アンケート調査（平成29年 9月12日～ 9月22日）
 ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実にむけたアンケート調査
 （平成29年 9月12日～ 9月22日）
 ・パブリックコメント（平成30年 1月 5日～ 2月 9日）
 ・住民等説明会
 （平成30年 1月23日・25日・26日・29日・ 2月27日・ 3月22日）
 ※対象：地域住民・老人クラブ・民生委員等

(4) 厚生消防常任委員会の開催

・平成29年 6月19日 ・平成29年 8月22日 ・平成29年10月 4日
 ・平成29年12月11日 ・平成30年 2月 5日 ・平成30年 3月15日

在宅介護実態調査票

A票 ご本人様、もしくはご家族様等にご回答・ご記入頂く項目

【A票をご回答頂く方はどなたですか】（複数選択可）

1. 調査対象者本人
2. 主な介護者となっている家族・親族
3. 主な介護者以外の家族・親族
4. 調査対象者のケアマネジャー
5. その他

問1 世帯類型について、ご回答ください（1つを選択）

1. 単身世帯
2. 夫婦のみ世帯
3. その他

問2 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）（1つを選択）

1. ない

問8(裏面)へ

2. 家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない
3. 週に1～2日ある
4. 週に3～4日ある
5. ほぼ毎日ある

問3～問13へ

★ 問3 主な介護者の方は、どなたですか（1つを選択）

1. 配偶者
2. 子
3. 子の配偶者
4. 孫
5. 兄弟・姉妹
6. その他

★ 問4 主な介護者の方の性別について、ご回答ください（1つを選択）

1. 男性
2. 女性

問5 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください（1つを選択）

1. 20歳未満
2. 20代
3. 30代
4. 40代
5. 50代
6. 60代
7. 70代
8. 80歳以上
9. わからない

★ 問6 現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください（複数選択可）

【身体介護】 1. 日中の排泄 2. 夜間の排泄 3. 食事の介助(食べる時) 4. 入浴・洗身

5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等) 6. 衣服の着脱 7. 屋内の移乗・移動 8. 外出の付き添い、送迎等

9. 服薬 10. 認知症状への対応 11. 医療面での対応(経管栄養、スーマ等)

【生活援助】 12. 食事の準備(調理等) 13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)

14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き

【その他】 15. その他 16. わからない

問7 ご家族やご親族の中で、ご本人の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）（複数選択可）

1. 主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)
2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)
3. 主な介護者が転職した
4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した
5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
6. わからない

※ 自営業や農林水産業のお仕事を辞めた方を含みます。

● **ここから再び、みなさまご回答ください。**

★ **問8 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください(複数選択可)**

1. 配食 2. 調理 3. 掃除・洗濯 4. 買い物(宅配は含まない) 5. ゴミ出し
6. 外出同行(通院、買い物など) 7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等) 8. 見守り、声かけ
9. サロンなどの定期的な通いの場 10. その他 11. 利用していない

※総合事業に基づく支援・サービスは、「介護保険サービス」に含めます。

★ **問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください(複数選択可)**

1. 配食 2. 調理 3. 掃除・洗濯 4. 買い物(宅配含まない) 5. ゴミ出し 6. 外出同行(通院、買い物等)
7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等) 8. 見守り、声かけ 9. サロンなどの定期的な通いの場
10. その他 11. 特になし ※介護保険サービス、介護保険以外の支援・サービスともに含みます。

問10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください(1つを選択)

1. 入所・入居は検討していない 2. 入所・入居を検討している 3. すでに入所・入居申し込みをしている
- ※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設(有料老人ホーム等)、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

★ **問11 ご本人が、現在抱えている傷病について、ご回答ください(複数選択可)**

1. 脳血管疾患(脳卒中) 2. 心疾患(心臓病) 3. 悪性新生物(がん) 4. 呼吸器疾患 5. 腎疾患(透析)
6. 筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等) 7. 膠原病(関節リウマチ含む) 8. 変形性関節疾患
9. 認知症 10. パーキンソン病 11. 難病(パーキンソン病を除く) 12. 糖尿病
13. 眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの) 14. その他 15. なし 16. わからない

★ **問12 ご本人は、現在、訪問診療を利用していますか(1つを選択)**

1. 利用している。 2. 利用していない ※訪問歯科診療や居宅療養管理指導等は含みません。

★ **問13 現在、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用していますか(1つを選択)**

1. 利用している 2. 利用していない

● **問13で「2.」を回答した場合は、問14もご回答ください。**

★ **問14 介護保険サービスを利用していない理由は何ですか(複数選択可)**

1. 現状では、サービスを利用するほどの状態ではない 2. 本人にサービス利用の希望がない
3. 家族が介護をするため必要ない 4. 以前、利用していたサービスに不満があった
5. 利用料を支払うのが難しい 6. 利用したいサービスが利用できない、身近にない
7. 住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため
8. サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない 9. その他

● **問2で「2.」～「5.」を回答した方は、「主な介護者」の方にB票への回答・記入をお願いして下さい。「主な介護者」の方が不在の場合は、ご本人様にご回答・ご記入をお願い致します。(ご本人様がご回答・ご記入が困難な場合は、無回答で結構です)。**

B票 主な介護者様、もしくはご本人様にご回答・ご記入頂く項目

※主な介護者様、もしくはご本人様にご回答・ご記入(調査票の該当する番号に○)をお願い致します。

問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(1つを選択)

- | | | |
|-----------------------|---|---------|
| 1. フルタイムで働いている | } | 問2～問5へ |
| 2. パートタイムで働いている | | |
| 3. 働いていない | } | 問5(裏面)へ |
| 4. 主な介護者に確認しないと、わからない | | |

※「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方」が該当します。いわゆる「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」等の方を含みます。自営業・フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」・「パートタイム」のいずれかを選択してください。

問2 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか(複数選択可)

1. 特に行っていない
2. 介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている
3. 介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
5. 介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている
6. 主な介護者に確認しないと、わからない

★ 問3 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか(3つまで選択可)

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 1. 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない | 2. 介護休業・介護休暇等の制度の充実 |
| 3. 制度を利用しやすい職場づくり | 4. 労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など) |
| 5. 働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど) | 6. 仕事と介護の両立に関する情報の提供 |
| 7. 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置 | 8. 介護をしている従業員への経済的な支援 |
| 9. その他 | 10. 特になし |
| 11. 主な介護者に確認しないと、わからない | |

問4 問1で「1.」「2.」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけますか(1つを選択)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 問題なく、続けていける | 2. 問題はあるが、何とか続けていける |
| 3. 続けていくのは、やや難しい | 4. 続けていくのは、かなり難しい |
| 5. 主な介護者に確認しないと、わからない | |

⇒ 皆様、裏面へお進みください

● ここから再び、全員の方にお伺いします。

問5 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)(3つまで選択可)

【身体介護】

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1. 日中の排泄 | 2. 夜間の排泄 |
| 3. 食事の介助(食べる時) | 4. 入浴・洗身 |
| 5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等) | 6. 衣服の着脱 |
| 7. 屋内の移乗・移動 | 8. 外出の付き添い、送迎等 |
| 9. 服薬 | 10. 認知症状への対応 |
| 11. 医療面での対応(経管栄養、スーマ 等) | |

【生活援助】

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 12. 食事の準備(調理等) | 13. その他の家事(掃除、洗濯、買い物 等) |
| 14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き | |

【その他】

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 15. その他 | 16. 不安に感じていることは、特にない |
| 17. 主な介護者に確認しないと、わからない | |

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

第 7 期

郵送

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

【調査票】

- 調査票を記入する際は、各項目で該当する数字に○をつけてください。
- 調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れて、
5月29日(月)までにご返送をお願い致します。

記入日	平成 29 年 5 月 日
調査票を記入されたのはどなたですか。 ○をつけてください。	
1. あて名のご本人が記入	
2. ご家族が記入 (あて名のご本人からみた続柄)	
3. その他	

恵庭市 保健福祉部 介護福祉課 指導担当

個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護及び活用目的は以下のとおりですのでご確認ください。
なお、本調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見なさせていただきます。

【個人情報の保護および活用目的について】

- この調査は、効果的な介護予防政策の立案と効果評価のために行うものです。本調査で得られた情報につきましては、恵庭市による介護保険事業計画策定の目的以外には利用いたしません。また当該情報については、恵庭市で適切に管理いたします。
- ただし、介護保険事業計画策定時に本調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理する市町村外のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析することがあります。

問1 あなたのご家族や生活状況について

(1) 家族構成をお教えてください

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 1人暮らし | 2. 夫婦2人暮らし(配偶者 65歳以上) |
| 3. 夫婦2人暮らし(配偶者 64歳以下) | 4. 息子・娘との2世帯 |
| 5. その他 | |

(2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

- | | |
|---------------|---|
| 1. 介護・介助は必要ない | 2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない |
| | 3. 現在、何らかの介護を受けている
(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む) |

【(2)において「1. 介護・介助は必要ない」以外の方のみ】

①介護・介助が必要になった主な原因はなんですか (いくつでも)

- | | | |
|---------------------|------------------|---------------|
| 1. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等) | 2. 心臓病 | 3. がん (悪性新生物) |
| 4. 呼吸器の病気 (肺気腫・肺炎等) | 5. 関節の病気 (リウマチ等) | |
| 6. 認知症 (アルツハイマー病等) | 7. パーキンソン病 | 8. 糖尿病 |
| 9. 腎疾患 (透析) | 10. 視覚・聴覚障害 | 11. 骨折・転倒 |
| 12. 脊椎損傷 | 13. 高齢による衰弱 | 14. その他 () |
| 15. 不明 | | |

▶【(2)において「1. 介護・介助は必要ない」以外の方のみ】

②主にどなたの介護、介助を受けていますか (いくつでも)

- | | | |
|----------------|------------|----------|
| 1. 配偶者(夫・妻) | 2. 息子 | 3. 娘 |
| 4. 子の配偶者 | 5. 孫 | 6. 兄弟・姉妹 |
| 7. 介護サービスのヘルパー | 8. その他 () | |

(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

- | | | |
|-------------|-------------|--------|
| 1. 大変苦しい | 2. やや苦しい | 3. ふつう |
| 4. ややゆとりがある | 5. 大変ゆとりがある | |

(4) お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

- | | |
|---|---|
| 1. 持家（一戸建て） | 2. 持家（集合住宅） |
| 3. 公営賃貸住宅
<small>こうえいちんたいじゅうたく</small> | 4. 民間賃貸住宅（一戸建て）
<small>みんかんちんたいじゅうたく</small> |
| 5. 民間賃貸住宅（集合住宅）
<small>みんかんちんたいじゅうたく</small> | 6. 借家 |
| 7. その他 | |

問2 からだを動かすことについて

(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| 1. できるし、している | 2. できるけどしていない | 3. できない |
|--------------|---------------|---------|

(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| 1. できるし、している | 2. できるけどしていない | 3. できない |
|--------------|---------------|---------|

(3) 15分位続けて歩いていますか

- | | | |
|--------------|---------------|---------|
| 1. できるし、している | 2. できるけどしていない | 3. できない |
|--------------|---------------|---------|

(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか

- | | | |
|----------|---------|-------|
| 1. 何度もある | 2. 1度ある | 3. ない |
|----------|---------|-------|

(5) 転倒に対する不安は大きいですか

1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない

(6) 週に1回以上は外出していますか

1. ほとんど外出しない 2. 週1回 3. 週2~4回 4. 週5回以上

(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか

1. とても減っている 2. 減っている
3. あまり減っていない 4. 減っていない

(8) 外出を控えていますか

1. はい 2. いいえ

↓
【(8)で「1. はい」(外出を控えている)の方のみ】

①外出を控えている理由は、次のどれですか(いくつでも)

1. 病気 2. 障害(脳卒中^{しょうがい のうそっちゅう}の後遺症^{こういしょう}など)
3. 足腰などの痛み 4. トイレの心配(失禁など)
5. 耳の障害(聞こえの問題など) 6. 目の障害
7. 外での楽しみがない 8. 経済的に出られない
9. 交通手段がない 10. その他 ()

(9) 外出する際の移動手段は何ですか (いくつでも)

1. 徒歩	2. 自転車	3. バイク
4. 自動車 (自分で運転)	5. 自動車 (人に乗せてもらう)	6. 電車
7. 路線バス	8. 病院や施設のバス	9. 車いす
10. 電動車いす (カート)	11. 歩行器・シルバーカー	
12. タクシー	13. その他 ()	

問3 食べることについて

(1) 身長・体重 (小数点以下は切り捨てし、整数で回答ください)

身長	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	cm	体重	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	kg
記入例:	身長	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="5"/>	<input type="text" value="5"/>	cm	体重	<input type="text" value="6"/>	<input type="text" value="2"/>	kg

(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

1. はい	2. いいえ
-------	--------

(3) お茶や汁物等でむせることがありますか

1. はい	2. いいえ
-------	--------

(4) 口の渇きが気になりますか

1. はい	2. いいえ
-------	--------

(5) 歯磨き (人にやってもらう場合も含む) を毎日していますか

1. はい	2. いいえ
-------	--------

(6) 歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください
(成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です)

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用 | 2. 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし |
| 3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用 | 4. 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし |

①噛み合わせは良いですか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

▶ ②【(6)で「1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用」「3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」の方のみ】 毎日入れ歯の手入れをしていますか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(7) 6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(8) どなたかと食事をとにもする機会がありますか

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 毎日ある | 2. 週に何度かある | 3. 月に何度かある |
| 4. 年に何度かある | 5. ほとんどない | |

問4 毎日の生活について

(1) 物忘れが多いと感じますか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(2) 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(3) 今日が何月何日かわからない時がありますか

1. はい 2. いいえ

(4) バスや電車を使って1人で外出していますか(自家用車でも可)

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(5) 自分で食品・日用品の買物をしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(6) 自分で食事の用意をしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(7) 自分で請求書の支払いをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(8) 自分で預貯金の出し入れをしていますか

1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

(9) 年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか

1. はい 2. いいえ

(10) 新聞を読んでいますか

1. はい 2. いいえ

(11) 本や雑誌を読んでいますか

1. はい 2. いいえ

(12) 健康についての記事や番組に関心がありますか

1. はい

2. いいえ

(13) 友人の家を訪ねていますか

1. はい

2. いいえ

(14) 家族や友人の相談にのっていますか

1. はい

2. いいえ

(15) 病人を見舞うことができますか

1. はい

2. いいえ

(16) 若い人に自分から話しかけることがありますか

1. はい

2. いいえ

(17) 趣味はありますか

1. 趣味あり

—————→

()

2. 思いつかない

(18) 生きがいがありますか

1. 生きがいあり

—————→

()

2. 思いつかない

問5 地域での活動について

(1) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか
※①～⑦それぞれに回答してください

	週4回 以上	週2 ～3回	週1回	月1 ～3回	年に 数回	参加して いない
記入例：①ボランティアのグループ	1	2	3	4	5	6
① ボランティアのグループ	1	2	3	4	5	6
② スポーツ関係のグループやクラブ	1	2	3	4	5	6
③ 趣味関係のグループ	1	2	3	4	5	6
④ 学習・教養サークル	1	2	3	4	5	6
⑤ 老人クラブ	1	2	3	4	5	6
⑥ 町内会・自治会	1	2	3	4	5	6
⑦ 収入のある仕事	1	2	3	4	5	6

(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

1. 是非参加したい

2. 参加してもよい

3. 参加したくない



(5) へお進みください

(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

1. 是非参加したい

2. 参加してもよい

3. 参加したくない

(4) 恵庭市が取り組む高齢者の健康づくりのための体操「いきいき百歳体操」をご存知ですか。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 知っていて取り組んでいる | 2. 知っているが取り組んでいない |
| 3. 以前取り組んでいたが今はやっていない | 4. 知らない |

《(5) は、問5 (2) で参加者として「3. 参加したくない」に回答された方のみ
お答えください》

(5) 地域での活動に参加したくない理由は何ですか。【〇はいくつでも】

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 参加したい活動がないから | 2. どんなグループや団体等があるかわからないから |
| 3. 参加するきっかけがないから | 4. 一人の方が気楽だから |
| 5. 経費がかかるから | 6. 体力に自信がないから |
| 7. 家事や仕事で時間がとれないから | 8. 家族の介護で時間がとれないから |
| 9. 興味・関心がない | 10. 自分や家族と過ごす時間の方が大切だから |
| 11. 活動の内容がわからないから | 12. 特に理由はない |
| 13. その他 () | |

問6 たすけあいについて

(1) あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（いくつでも）

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（いくつでも）

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（いくつでも）

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(4) 反対に、看病や世話をしてあげる人（いくつでも）

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------|
| 1. 配偶者 | 2. 同居の子ども | 3. 別居の子ども |
| 4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 5. 近隣 | 6. 友人 |
| 7. その他（ ） | 8. そのような人はいない | |

(5) 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください
(いくつでも)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 自治会・町内会・老人クラブ | 2. 社会福祉協議会・民生委員 |
| 3. ケアマネジャー | 4. 医師・歯科医師・看護師 |
| 5. 地域包括支援センター・役所・役場 | 6. その他 |
| 7. そのような人はいない | |

(6) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 毎日ある | 2. 週に何度かある | 3. 月に何度かある |
| 4. 年に何度かある | 5. ほとんどない | |

(7) この1か月間、何人の友人・知人と会いましたか。
同じ人には何度会っても1人と数えることとします。

- | | | |
|-------------|----------|---------|
| 1. 0人 (いない) | 2. 1～2人 | 3. 3～5人 |
| 4. 6～9人 | 5. 10人以上 | |

(8) よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか。(いくつでも)

- | | | |
|-------------------|---------------|------------|
| 1. 近所・同じ地域の人 | 2. 幼なじみ | 3. 学生時代の友人 |
| 4. 仕事での同僚・元同僚 | 5. 趣味や関心が同じ友人 | |
| 6. ボランティア等の活動での友人 | | |
| 7. その他 | 8. いない | |

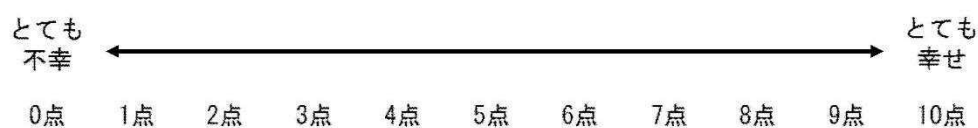
問7 健康について

(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか

1. とてもよい 2. まあよい 3. あまりよくない 4. よくない

(2) あなたは、現在どの程度幸せですか

(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください)



記入例

0点 1点 2点 3点 4点 5点 6点 7点 8点 9点 10点

(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになることがありましたか

1. はい 2. いいえ

(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか

1. はい 2. いいえ

(5) お酒は飲みますか

1. ほぼ毎日飲む 2. 時々飲む 3. ほとんど飲まない
4. もともと飲まない

(6) タバコは吸っていますか

1. ほぼ毎日吸っている 2. 時々吸っている 3. 吸っていたがやめた
4. もともと吸っていない

(7) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか (いくつでも)

1. ない	2. 高血圧	3. 脳卒中 (脳出血・脳梗塞等) <small>のうそっちゅう のうしゅっけつ・のうこうそくなど</small>
4. 心臓病	5. 糖尿病 <small>とうにょうびょう</small>	6. 高脂血症 (脂質異常) <small>こうしけっしやう ししつゐじやう</small>
7. 呼吸器の病気 (肺炎や気管支炎等)	8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気	
9. 腎臓・前立腺の病気 <small>じんぞう ぜんりつせん</small>	10. 筋骨格の病気 (骨粗しょう症、関節症等) <small>きんこつかく こつそ しやう</small>	
11. 外傷 (転倒・骨折等) <small>がいしやう てんどう こっせつなど</small>	12. がん (悪性新生物)	13. 血液・免疫の病気 <small>めんえき</small>
14. うつ病	15. 認知症 (アルツハイマー病等) <small>にんちしやう</small>	16. パーキンソン病
17. 目の病気	18. 耳の病気	19. その他 ()

問8 日常生活上の不安や困りごとについて

(1) あなたは、日常生活の中でどのような不安や困りごとがありますか。(いくつでも)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 健康や病気、介護のことについて | 2. 食事の確保や料理について |
| 3. 除雪について | 4. 買い物、掃除、洗濯などの家事について |
| 5. 入浴について | 6. 介護に適した住環境について |
| 7. 外出時の手段について | 8. 一人暮らしについて |
| 9. 老夫婦だけの暮らしについて | 10. 緊急時の連絡先について |
| 11. 金銭管理について | 12. 書類の理解や手続きについて |
| 13. 災害時の避難について | 14. その他 () |
| 15. 特にない | |

* (1) で「2. 食事の確保や料理について」と回答された方のみお答えください。

(2) -1. 恵庭市社会福祉協議会または民間企業による「配食サービス」を利用したことがありますか。

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

(2) -1 で「2. いいえ」と回答された方のみお答えください。

(2) -2. 「配食サービス」について、利用しない理由はなんですか。(いくつでも)

- | | | | |
|--------|-----------|-----------|------------|
| 1. 高価格 | 2. 味が合わない | 3. 知らなかった | 4. その他 () |
|--------|-----------|-----------|------------|

* (1) で「3. 除雪について」と回答された方は次のページへお進みください。
次の項目で最後です。

第7期

(2018年度～2020年度)

恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画

2018年3月

発行：北海道恵庭市

編集：恵庭市保健福祉部介護福祉課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL：0123-33-3131（代表）

FAX：0123-39-2715

E-MAIL：kaigofukushi@city.eniwa.hokkaido.jp